

国土交通省 令和7年度 物流効率化等推進事業費補助金
中小物流事業者の労働生産性向上事業
(テールゲートリフター等導入等支援)

(1)車両の効率化設備の導入等事業
個別説明会

ー13:00 開始ー

《問合せ先》

電子メール： tgl-chushou@jmac.co.jp

2026年9月25日



テールゲートリフター等導入支援事務局

株式会社日本能率協会コンサルティング（略称：JMAC）内

本日の説明の流れ

I 事業の概要

II (1)車両の効率化設備の導入等事業

III 提出書類について

IV よくある質問 & 質疑応答

質疑応答

- 前頁Ⅰ～Ⅳ 説明後、質疑応答の時間を設けております。
- チャット機能にて、ご質問内容をご記入ください。

(記入タイミングは、説明会の途中でも問題ございません)

*説明会内での回答が困難な場合、別途個別メールにてご回答させていただく旨、ご了承ください。

- 別途、事務局への個別問合せもご活用ください。

テールゲートリフター等導入支援事務局

株式会社日本能率協会コンサルティング（略称：JMAC）

電子メール：tgl-chushou@jmac.co.jp

I 事業の概要

I 事業の概要

1. 目的

トラック運送事業については、労働生産性の向上を図り、持続的な経営の確保を図ることが喫緊の課題となっていることから、本事業は、車両の効率化設備の導入等（テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン及びトラック搭載用2段積みデッキ並びにダブル連結トラックの導入）並びに業務効率化、経営力強化及び人材確保・育成等の取組に対して支援を実施することにより、中小貨物自動車運送事業者の経営の構造的な改善を図ることを目的に実施するものです。

2. 補助対象事業

(1)車両の効率化設備の導入等事業

- ①テールゲートリフターの導入
- ②トラック搭載型クレーンの導入
- ③トラック搭載用2段積みデッキの導入
- ④ダブル連結トラックの導入

(2)業務効率化事業

- ⑤物流連携最適化システムの導入
- ⑥業務効率化システムの導入
- ⑦車両動態管理システムの導入

(3)経営力強化事業

- ⑧原価管理システムの導入
- ⑨M & A

(4)人材確保・育成等事業

- ⑩人材確保（求人活動等）
- ⑪人材育成
- ⑫中型免許・大型免許・けん引免許・フォークリフト運転資格の取得
- ⑬外免切替教習

I 事業の概要

3. スケジュール

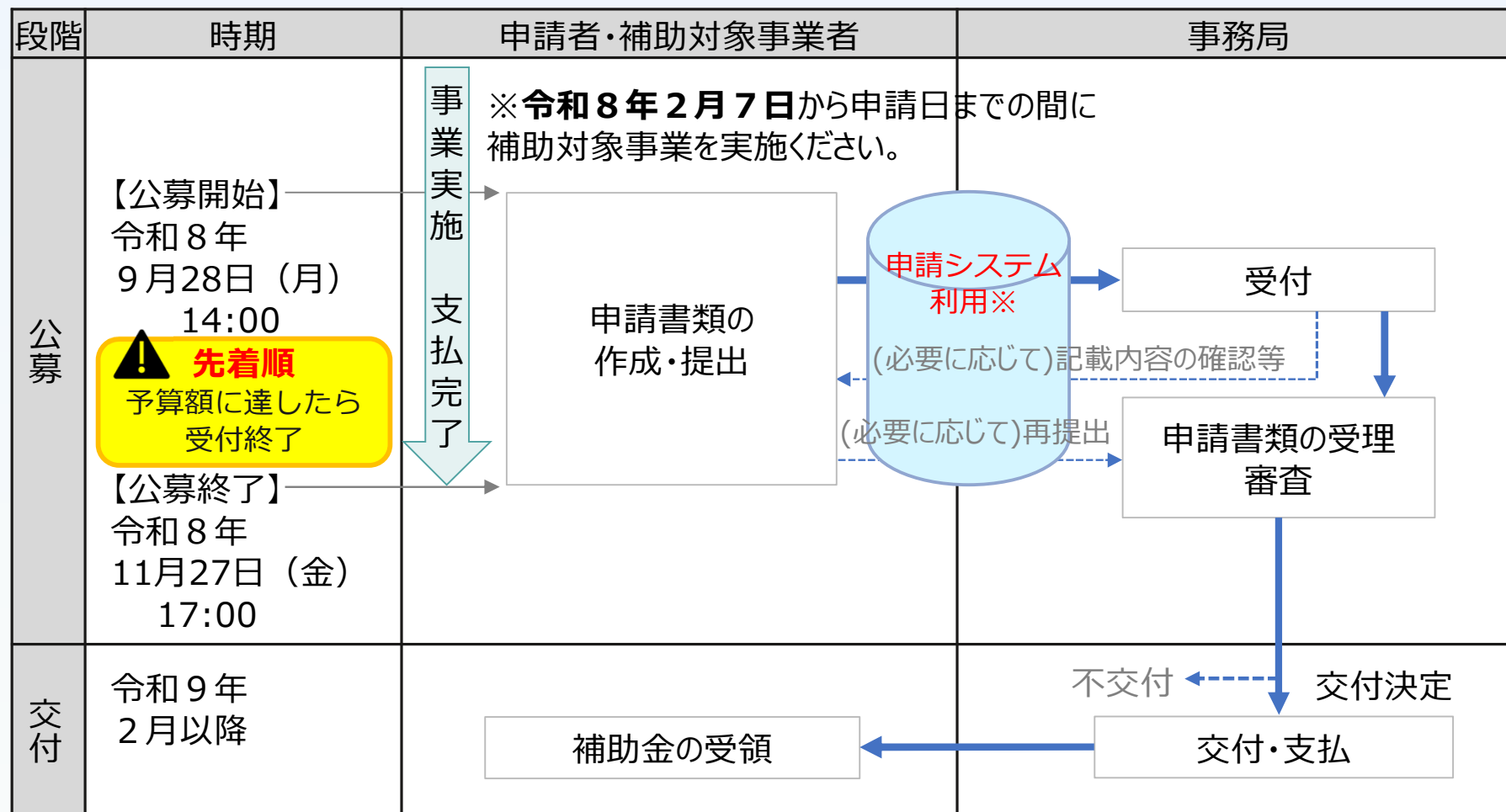
(1)申請受付期間： 令和8年9月28日(月)～令和8年11月27日（金）

申請書類受理の先着順とし、期間内であっても予算額に達した場合は受付を締め切ります。

※予算枠に対する申請割合は本事業のホームページで随時お知らせします。

(2)事業完了（支払完了・書類提出完了）： 令和8年11月27日（金）

事業及び事業に関わる支払等を完了させ、公募終了日までに各種書類の提出をお願いします。



4. 交付決定等

申請書類の内容を審査の上、先着順により、予算の範囲内にて補助金の「交付決定」を行い、事務局から申請者へ連絡します。

- ※1 交付決定前に申請書類の審査結果を連絡、回答することはできません。また、審査の結果、交付決定を受けることができない場合であっても、補助金の交付を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切できません。申請時に申請書類の内容を確実に確認してください。
- ※2 交付決定を受けた場合に限り、補助金の交付を受けることができます。交付決定を受けていない場合は、令和8年11月27日（金）までに導入したものであっても補助金の交付を受けることはできません。
- ※3 交付決定を受けられなかった場合において、不交付による不利益について事務局は責任を負うことはできません。
- ※4 交付決定の通知を受けたにもかかわらず、正当な理由なく交付決定を辞退した場合は、国の補助事業や事務局が実施する他の補助事業などに当該情報が引き継がれる場合があります。

5. 注意事項

補助金の申請におかれましては、本公募要領のほか、テールゲートリフター等導入支援事務局（以下「事務局」）の補助金ホームページ、交付規程等を熟読し、制度を十分にご理解の上、申請してください。

- ※1 提出する書類や資料は、虚偽の記載や改ざんは認められません。
- ※2 虚偽の記載や資料の改ざん等の不正行為の疑いがある場合は、申請者及び関係者等に対し必要に応じ調査を実施します。不正が認められた場合は、以下の通り処分します。
【処分の内容】
 - 1 交付決定前の場合は、当該申請を却下します。
 - 2 交付決定を受けている場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付済みの補助金は期限を付して返還を求めます。
 - 3 補助金返還を求める際に、加算金(年利10.95%)を併せて徴収する場合があります。
 - 4 事務局の取り扱う全ての補助金、助成金について、期間を定め、交付及び手続きを停止する場合があります。
 - 5 前記処分のほか、国から指導があった場合は、追加の措置を実施する場合があります。
 - 6 不正行為等を行った申請者の名称、所在地及び不正の内容等を公表する場合があります。
- ※3 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

5. 注意事項

区分	詳細
財産処分制限・保有義務	補助金により導入した設備・システムは、原則5年間の保有が義務付けられます。事故やリース契約の解約等に伴う売却、処分や権利譲渡については原則、補助金の返還対象となりますので、必ず事前に事務局までご相談の上、承認を得ていただくようお願いいたします。
他補助金との重複	同一の対象経費に対して、国が実施するほかの補助金制度を重複して受給することはできません。ほかの補助金をご検討中の場合は、対象範囲が重ならないようご注意ください。
支払い方法の制限※	補助対象経費の支払いは、銀行振込等を原則とします。手形や割賦（ローン）払いについては認められません（※車両の効率化設備の導入等事業を除く）。また、公募期間内（令和8年11月27日（金）まで）に全て支払いを完了し、かつその証明書類を令和8年11月27日（金）までに事務局へ提出する必要があります。
リース契約の取扱い	リース契約の場合は、契約期間が財産処分制限期間（5年間）を満たしてください。ただし、リース契約期間が5年未満の場合でも、5年を満たすまで機器を貸し渡すことを証する「リース契約延長宣誓書」を提出すれば補助を受けることができます。
不交付時の通知	交付規程第8条第3項の不交付通知書を準用することにより、申請者に通知します。
申請回数について （次ページ参照）	1 事業者につき公募期間内における申請は1回となります。 ただし、リース事業者に限り、貸渡先事業者単位での複数回申請が可能です。 1回の申請において、複数の事業メニューを組み合わせで応募することが可能です。 ※同一年度内における回数制限は以下の通りです。 (1)車両の効率化設備の導入等事業 ①～④：1次公募で申請していても上限台数に達するまでは2次公募でも申請が可能です。 (2)業務効率化事業 (3)経営力強化事業 (4)人材確保・育成等事業 ⑤～⑬：同一メニューへの複数回応募は認められません。
補助事業である旨の表示について	導入した機器及びシステムには、国土交通省補助事業である旨を必ず明示して下さい。

※支払い方法の制限

車両の効率化設備の導入等事業についても、補助対象経費の支払い方法は、銀行振込等を原則としますが、万が一、手形・割賦（ローン等）を利用する場合においても、令和8年11月27日（金）までに支払いを完了して下さい。機器装着車輛やダブル連結トラックの所有権が留保されている場合は、補助金の交付を受けることはできません。令和8年11月27日（金）までに精算、移転登録手続き（所有権留保を解除）を行う必要があります。

5. 注意事項 申請回数について補足

メニューにより年度内申請回数が異なる（公募期間内における申請は1回限り）

(1)車両の効率化設備の導入等事業

①～④：1次公募で申請していても上限台数に達するまでは2次公募でも申請が可能です。

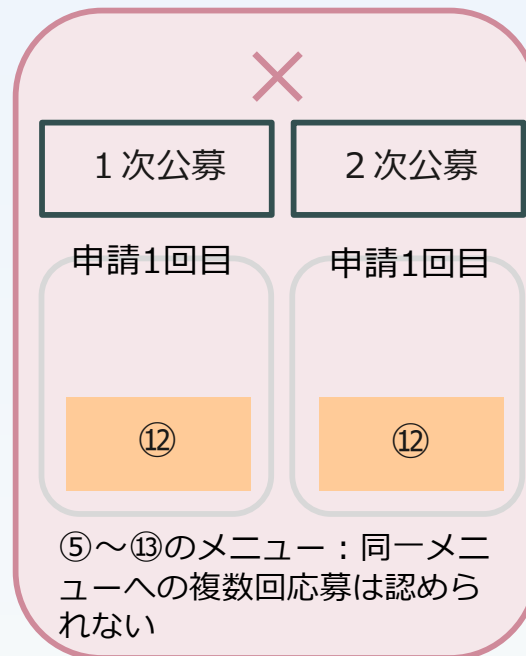
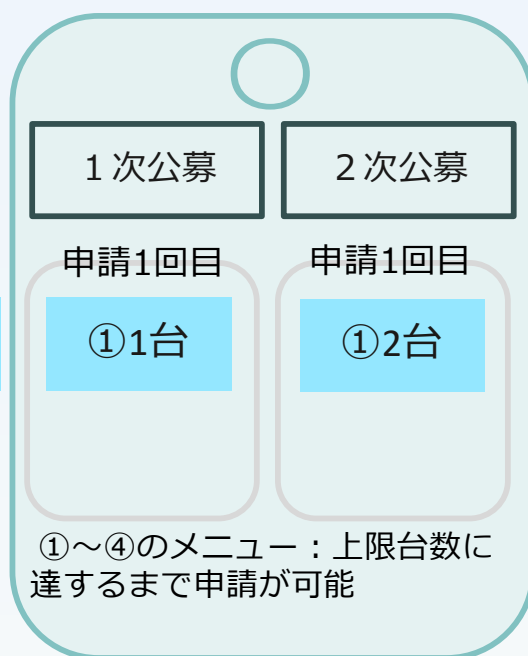
(2)業務効率化事業 (3)経営力強化事業 (4)人材確保・育成等事業

⑤～⑬：同一メニューへの複数応募は認められません。

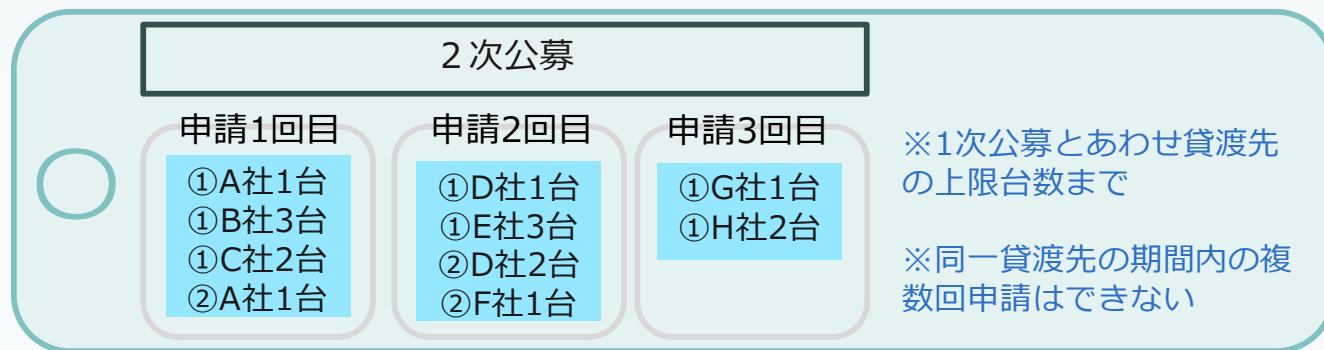
※丸数字は各事業のメニュー（目次参照）

※1次公募で
申請している
場合の申請例

年度内複数OK ①～④
年度内1度 ⑤～⑬



リース事業者に限り、2次公募の期間内で貸渡先事業者単位での複数回申請が可能



Ⅱ 事業の詳細

(1) 車両の効率化設備の導入等事業

Ⅱ 事業の詳細（１）車両の効率化設備の導入等事業

1. 事業種類

- ①テールゲートリフターの導入
- ②トラック搭載型クレーンの導入
- ③トラック搭載用２段積みデッキの導入
- ④ダブル連結トラックの導入

2. 申請資格

以下（１）又は（２）のいずれかに該当する者

- （１）以下のア～ウのいずれかに該当する者であって、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項第１号に掲げる中小企業者（資本金３億円以下又は従業員数３００人以下）であり、かつ当該事業者全体における事業用トラックの保有車両数が５両以上※１の者

ア 一般貨物自動車運送事業者

イ 特定貨物自動車運送事業者

ウ 第二種貨物利用運送事業者

※１ 申請日におけるエンジン付きの緑ナンバーの車両数。軽自動車、被けん引車両は除く。

- （２）上記（１）に対し補助対象機器が装着された事業用自動車を貸し渡す自動車リース事業者
ただし「③トラック搭載用２段積みデッキの導入」は除く

2. 申請資格

■ 申請者について

補助対象事業	申請者
①テールゲートリフター導入 ②トラック搭載型クレーン導入 ④ダブル連結トラック導入	申請者※ ¹ は、申請資格を有する者で機器装着車両の自動車検査証※ ² 上の「所有者」※ ³ です。自動車検査証上の「使用者」が申請を行うことはできません。特にリースによる導入の場合は、装着車両の所有者である自動車リース事業者が申請者※ ⁴ となりますので注意してください。
③トラック搭載用２段積みデッキ導入	申請者※ ¹ は、申請資格を有する者でトラック搭載用２段積みデッキを使用する車両の使用者であり、かつ機器を購入した者※ ⁵ となります。

※¹ Gマーク取得事業者において複数の営業所分を申請する場合は、当該全営業所分の申請を本社が取りまとめたうえで一括申請してください。

※² 令和５年１月４日以降に交付される電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しを提出してください。

※³ 自動車検査証（自動車検査証記録事項）の所有者が補助対象機器装着車両の使用者と異なる場合（手形あるいは割賦による支払いのため所有権留保等により自動車販売会社や関連会社等が所有者であり、使用者である運送事業者と異なる場合等。リースの場合を除く。）は、令和８年１１月２７日（金）までに移転登録（所有権留保解除の手続き）を行い、所有権を自社所有に変更しなければ補助金の交付を受けることができません。

※⁴ Gマーク取得事業者において複数台申請する場合、自社所有車両とリース車両をそれぞれ申請する場合は、運送事業者とリース事業者それぞれが申請しなければなりません。

※⁵ 機器の使用者と購入者（支払いを行った者）が異なる場合は申請できません。

Ⅱ 事業の詳細（１）車両の効率化設備の導入等事業

3.補助対象となる事業

■ ①～③の機器、④の車両の導入

①テールゲートリフター

アーム式	垂直式	後部格納式	床下格納式
			

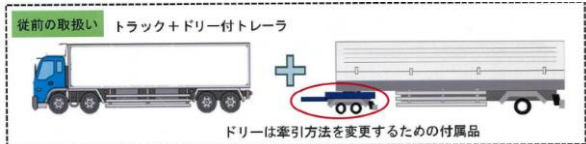
②トラック搭載型クレーン



③トラック搭載用２段積みデッキ



④ダブル連結トラック

バン（トラクタ）＋ バンフルトレーラ	バン（トラクタ）＋ ドリー付バンセミトレーラ	バン（トラクタ）＋ ドリー＋セミトレーラ
		

3.補助対象となる事業

■以下の要件をすべて満たすこと

- ①テールゲートリフターの導入
- ②トラック搭載型クレーンの導入
- ③トラック搭載用２段積みデッキの導入

- ・事務局が定めるものであること（該当する型式等は別表参照）
- ・令和８年２月７日から申請日までの間に、テールゲートリフター、トラック搭載型クレーンを装着した事業用自動車の新車新規登録を受けたもの、又は所有している事業用自動車に新たに該当機器を後付装着し、構造等変更検査を受けたものであること
- ・令和８年２月７日から申請日までの間に、トラック搭載用２段積みデッキを導入していること
- ・申請日までに支払いを終えていること
- ・未使用であること
- ・テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン未装着の事業用自動車に新たに該当機器を装着したものであること
- ・事業用自動車（緑ナンバー）に装着、搭載するものであること

【参考】①②の機器が補助対象となる条件

		機器が新品	機器が中古品
購入車両 への装着	新車(対象期間内に新車新規登録を受けたものに限る)への装着	○対象	×対象外
	中古車(対象期間内に構造等変更検査を受けたものに限る)への装着	○対象	×対象外
自己保有車両(対象期間内に構造等変更検査を受けたものに限る)への装着		○対象	×対象外

以下のものは補助対象となりませんのでご注意ください

- 中古品の機器や機器装着済みの中古車（登録済みのいわゆる「未使用車」や「新古車」を含む）の導入、あるいは既に装着済みの機器を未使用のものと付け替えたもの
- 自家用ナンバーの車両を事業用に変更した車両への機器の装着、搭載
- リースやレンタルにより導入したトラック搭載用２段積みデッキ

3. 補助対象となる事業

■以下の要件をすべて満たすこと

④ダブル連結トラック

・貨物自動車運送事業の用に供する車両長2.1mを超えるバン型の車両であり、車検証上の車体形状が以下の連結で使用されるものであること

〈車検証上の車体形状〉

バン（トラクタ）※ +バンフルトレーラ

バン（トラクタ）※ +ドリー付バンセミトレーラ

バン（トラクタ）※ +ドリー+セミトレーラ

※冷蔵冷凍車（トラクタ）でも可

- ・未使用のダブル連結トラックであること
- ・トラクタ・トレーラがいずれも事業用自動車（緑ナンバー）であること
- ・令和8年2月7日から申請日までの間にトラクタ・トレーラの新規登録を受けた車両であること
- ・申請日までに支払いを終えていること

以下のものは補助対象となりませんのでご注意ください

- トラクタ・トレーラがいずれも新車ではなく既存車両や中古購入車両が混在して構成するダブル連結トラック
- 自社所有車両とリース車両が混在して構成するダブル連結トラック
- トラクタ・トレーラの所有者がいずれも異なる車両で構成されるダブル連結トラック

4. 補助上限台数

原則1事業者につき1台ですが、基準を満たした場合は上限台数が増え、それぞれ以下の台数となります。

要件を複数満たす場合は、**それぞれの上限数の合計値**を申請台数の上限数とします。（詳細は 6.優遇措置 参照）

要件	申請台数
Gマーク取得事業者	3台
「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を行っている、「働きやすい職場認証制度」の認証を取得している、又は「パートナーシップ構築宣言」を行っている事業者	2台
補助事業終了時点における事業場内最低賃金時間額が、補助事業開始時点と比較して3%又は45円以上を達成している事業者	2台

5. 補助対象経費等

種類(型式等は別表を参照)	補助対象経費	補助率	補助金の上限額
①テールゲートリフター	テールゲートリフターの導入に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く）	1 / 4	1台あたり アーム式 15万円、垂直式 15万円 後部格納式 30万円、床下格納式 30万円
②トラック搭載型クレーン	トラック搭載型クレーンの導入に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く）	1 / 4	1台あたり 大型 135万円、中型 120万円、小型 105万円
③トラック搭載用２段積みデッキ	トラック搭載用２段積みデッキの導入に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く）	1 / 4	1台あたり 36万円 ただし、補助対象機器１基あたり12万円
④ダブル連結トラック	ダブル連結トラックの導入に必要な経費（消費税及び地方消費税を除く）	1 / 4	1台あたり 1,100万円

※1 導入に必要な経費とは補助対象機器の購入価格であり、補助対象機器装着に係る「取付工賃」は含まない。

※2 補助対象経費に補助率を乗じた額に1千円未満の端数がある場合は切り捨てる。

※3 1事業者につき申請は各メニューの上限台数までとする。

※4 1回の応募の中で複数の事業（メニュー）の重複申請も可能。

補助対象とならない経費

- 消費税及び地方消費税相当の金額
- 補助対象事業者が販売店等に購入代金を振り込む際に発生する銀行等への振込手数料
（振込手数料について補助対象事業者の負担ではなく、販売店等が負担する場合は補助対象実績額から、振込手数料分を除くこと）

6. 優遇措置について

「車両の効率化設備の導入等事業」における補助上限台数は、**1事業者につき1台**となります。
ただし以下の**基準を満たした場合※1は上限台数が増え**、それぞれ以下の台数となります。

【注意】一つの運送事業者において、自社所有車両及びリース車両の両方の申請があった場合も、その合計台数が補助上限台数を超えて補助金の交付を受けることはできません。

- (1) Gマーク取得事業者※2は**3台**
- (2) 「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言※3を行っているもの、「運転者職場環境良好度認証制度」（「働きやすい職場認証制度」取得）※4の認証を取得しているもの、又は「パートナーシップ構築宣言」※5を行っている事業者は**2台**
- (3) 補助事業終了時点（以下「終了時」という。）における事業場内最低賃金時間額が、補助事業開始時点（以下「開始時」という。）と比較して3%又は45円以上を達成している事業者（賃金引上げ特例に関しては別に定めます→次ページ参照）にあつては**2台**

なお、(1)～(3)に掲げる要件を複数満たす場合は、**それぞれの上限数の合計値**を申請台数の上限数とします。

【例】

「(1)Gマーク取得事業者」＋「(2)パートナーシップ構築宣言を行う事業者」の場合は、**5台まで可**。

「(1)Gマーク取得事業者」＋「(2)パートナーシップ構築宣言を行う事業者」＋「(3)間接補助事業終了時点における事業場内最低賃金時間額が間接補助事業開始時点と比較して3%又は45円以上を達成している事業者」の場合は、**7台まで可**。

※1申請者がリース事業者の場合は、リース事業者ではなく自動車検査証上の「使用者」が取り組んでいること。

※2「Gマーク取得」とは、申請時点で全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による「貨物自動車運送事業安全性評価事業」の認定を受け、有効期間中の同認定証が確認できるものが対象となります。

※3「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言とは、申請時点で「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を提出しているものが対象となります。

※4「働きやすい職場認証制度」取得とは、申請時点で同制度の認証を受けており、有効期間中の登録証が確認できるもの、または「運転者職場環境良好度認証制度」認証事業者の検索サイトに掲載されているものが対象となります。

※5「パートナーシップ構築宣言」とは、申請時点で「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト登録企業リストに掲載されているものが対象となります。

Ⅱ 事業の詳細（１）車両の効率化設備の導入等事業

●賃金引上げ特例について

最低賃金の引上げが行われる中、業務効率化にともなう働き方改革や多様な人材の確保・育成のための更なる賃上げに意欲的な事業者に対し政策支援をするため、補助事業実施期間に運転職従業員の事業場内最低賃金時間額を３％又は45円以上増加させた事業者に対して補助上限台数の引き上げを行います。

（１）要件

運転職従業員の事業場内最低賃金※１が、開始時（注）の地域別最低賃金を超えていること。また、終了時における運転職従業員の事業場内最低賃金時間額を、開始時と比較して３％又は45円以上増加させること。

（注）開始時とは、令和８年２月７日です。

（注）開始時において、従業員がいない場合は、本特例の対象外です。

（注）本特例における事業場内最低賃金時間額の算定対象者は、開始時・終了時それぞれにおいて在籍している運転職従業員です（退職している運転職従業員は、事業場内最低賃金時間額の算定対象外）。

（注）本特例の要件を１つでも満たさない場合は、補助上限台数の引上げは認められません。一方で、補助上限台数の引上げは認められなかった場合でも、補助金交付の条件には影響しません。

（２）提出書類

「賃金引上げ特例に係る実施報告書」へ必要事項を記入し、以下の書類を提出してください。

①労働基準法に基づく、開始時及び終了時における直近１か月分の賃金台帳※２の写し

②雇用条件（雇用形態、１日の所定労働時間等）が記載された書類の写し

例：雇用契約書、労働条件通知書等 ●賃金引上げ特例について

※１【本事業における事業場内最低賃金時間額について】（次ページ）を参照してください。

※２労働基準法に基づく賃金台帳の記載事項は以下の通り

①氏名

②性別

③賃金計算期間

④労働日数

⑤労働時間数

⑥時間外労働の労働時間数

⑦休日労働の労働時間数

⑧深夜労働の労働時間数

⑨基本給や手当等の種類とその金額

⑩控除項目とその金額

Ⅱ 事業の詳細（１）車両の効率化設備の導入等事業

【本事業における事業場内最低賃金時間額について】

「事業場内最低賃金」とは、事業者（企業）のそれぞれの事業場（営業所等）における、パート・アルバイト等の非正規雇用者を含む最低賃金です。ただし、以下の者は事業場内最低賃金の算定対象者の従業員には含まれません。

<事業場内最低賃金の対象とならない労働者>

- ・役員
 - ・個人事業主の家族専従者
 - ・運転職以外の従業員
 - ・実績報告時点で産休・育休・介護休業・休職中の者等
 - ・最低賃金法第7条適用者※
 - ・日々雇い入れられる者
 - ・2か月以内の期間を定めて雇用される者
 - ・季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は除く）
- ※最低賃金法第7条適用者とは、同法第7条の最低賃金の減額の特例により定められた「最低賃金の適用除外（減額して額を適用する）」となる労働者、障害者等。

【「最低賃金」の算出方法】

時給制以外（年俸制、月給制、歩合給制等）の場合は、次のような考え方で時間換算額を算出する必要があります。なお、「所定労働日数」「所定労働時間数」は、就業規則や労働契約に定められた、休日勤務や時間外労働を除く日数・時間数です。

①年俸制の場合：

時間換算額＝年俸総額÷1年間の所定労働時間数（所定労働日数×1日の所定労働時間数）

②月給制の場合：

時間換算額＝直近の給与支払時における月給（次項で構成要素に算入されるもののみ）÷1か月平均所定労働時間数

・1か月平均所定労働時間数＝（365日－1年の休日合計日数）×1日の所定労働時間数÷12か月

③日給制の場合：時間換算額＝直近の給与支払時における日給（次項で構成要素に算入されるもののみ）÷1日の所定労働時間数

④歩合給（インセンティブ給）の適用がある場合の、歩合給部分の時間換算額の算定方法：

- ・歩合給については、1年間（12か月分）の歩合給の平均時間単価を算出（雇入れ後1年未満の場合は、雇用されてからの期間で算出）
- ・固定給との併用の場合、通常の方法で算出した固定給の「時間給または時間換算額」に、上記による歩合給の時間単価を合算 ※ただし、本特例においては基本給部分のみが対象

【「時間給または時間換算額」の構成要素】

○算入されるもの

毎月支払われる基本的な賃金（基本給、役職手当・職務手当等）、例外として固定残業手当、役員報酬は算入されません。

○算入されないもの（以下に類するもの）

時間外勤務手当・休日出勤手当・深夜勤務手当、通勤手当、家族手当、精皆勤手当、臨時の賃金（結婚祝賀金等）、11か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）

Ⅲ 提出書類について

1. 書類の種類と位置づけ

申請する事業ごとに提出書類が異なりますので「別添 提出書類一覧」をご確認の上、もれなく提出をお願いいたします。

補助事業の手続きを円滑に進めるため、提出いただく書類は「A 様式」と「B その他提出物」の2種類に分類されます。

それぞれの用途をご確認の上、書類の作成・提出を行ってください。

分類	定義	特徴
A 様式	交付規程に基づき、あらかじめ定められた定型フォーマットのこと。	申請、事業の中止、実績報告など、行政手続き上の重要な節目で提出が必要。
B その他提出物	様式以外で、事務局が審査や確認のために別途指定する書類のこと。	事業経費の根拠資料（見積書、領収書）など。

注意事項

- ※1 補助金交付決定を受けた場合は5年間の保存義務が生じますので、必ず全ての書類の電子データを大切に保管してください。
- ※2 一度提出された申請書類は、返却できません。事務局が申請を受理しなかった場合や、申請者が申請を取り下げた場合も書類は返却できませんのでご注意ください。
- ※3 補助を受けることができないことを理由とする書類の差し替え・補正等は一切認められません。申請前に内容を確実に確認していただいた上で、申請書類をご用意ください。

2. 書類の概要（A様式）

番号	提出書類	内容	要否
A1	様式第1 交付申請書兼実績報告書	補助金の交付申請および事業の実績を報告する書類	必須
A2	様式第2 交付決定通知書兼額の確定通知書	交付決定と額の確定を同時に通知する事務局発行の書類	不要
A3	様式第3 不交付通知書	審査の結果、不交付となった際に事務局から通知される書類	不要
A4	様式第4 交付申請取下書	交付決定後に申請自体を取り下げる場合に提出する書類	必要に応じて
A5	様式第5 事故報告書	事業遂行が困難になるような不測の事態（事故等）が発生した場合に提出する書類	必要に応じて
A6	様式第6 消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書	補助金に係る仕入控除税額が確定した際に報告する書類	必要に応じて
A7	様式第7 交付決定取消通知書	規程違反等により交付決定が取り消された際に事務局から送付される書類	不要
A8	様式第8 返還命令書	交付決定の取消等に伴い、補助金の返還を命じる事務局発行の書類	不要
A9	様式第9 取得財産等管理台帳	補助金で購入した備品や設備等を適切に管理・記録するための台帳	必須 ※
A10	様式第10 財産処分承認申請書	財産を処分しようとする場合に提出する書類	必要に応じて
A11	様式第11 事業計画変更承認申請書	当初承認された事業計画の内容（経費配分等）を変更しようとする場合に提出する書類	必要に応じて

※様式第9 取得財産等管理台帳は①-⑧の事業で必須、⑨-⑬では不要です

Ⅲ 提出書類について

2. 書類の概要（Bその他の提出物）

番号	提出書類	内容
B1	申請チェックシート	事業者の基礎情報
B2	見積書	導入する物品・サービスの内訳（品名・型式・数量等）と、その単価が明記されているもの。
B3	請求書	実施内容と支払金額が確定していることを示す書類
B4	納品書 または 販売証明書	機器が正しく納品された日付と事実を確認するための書類
B5	支払を証する書類（領収証等）	対象期間内に代金の支払いが完了したことを証明する書類
B6	振込先口座届出書	申請者名義の口座情報を届け出る書類
B7	事業報告書等	資本金・従業員数等の要件や事業活動の実態を確認するための書類
B8	履歴事項全部証明書	法人の実在性や代表者権限を確認する書類。リース申請時などに必要
B9	車検証等	対象車両の特定。後付け機器の場合は、取付前後の2通が必要 ※令和5年1月4日以降交付される電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」
B10	実施を確認できる写真/資料	【現物がある場合】設置・導入された状態がわかる写真（型式や製造番号等が確認できるもの）【サービス・教育の場合】修了証や受講証明書など、実施を客観的に証明できるもの。
B11	賃貸契約書（リース）	リース利用時に必要。対象機器の明細、契約期間（5年以上か）、料金内訳等を確認するための契約書類
B12	リース契約延長宣誓書	リース期間を延長して補助要件（法定耐用年数等）を満たすことを誓約する書類。
B13	安全性優良事業所認定証(Gマーク)	安全性優良事業所（Gマーク）認定証の写し
B14	「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」	「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」
B15	「運転者職場環境良好度認証制度」(働きやすい職場認証制度)登録証書	「運転者職場環境良好度認証制度」(働きやすい職場認証制度)登録証書
B16	「パートナーシップ構築宣言」	「パートナーシップ構築宣言」
B17	賃金引上げ特例書類	最低賃金の引上げ実績等を報告・証明する書類
B18	カタログ・機能詳細資料 事業の概要資料	導入した機器やシステムが、補助対象となる要件（機能や規格等）を満たしているかを確認する資料。M&Aにおいては株式譲渡等の完了証明書類
B19	申立書（荷主等連携時）	荷主企業等が運送事業者と連携して事業を実施することを申し立てる書類
B20	研修・講習の申込書	人材確保・育成等事業において、対象となる研修・講習等への申込が行われたことを確認する書類
B21	雇用を証する書類	対象者が、申請事業者に雇用されていることを確認するための書類
B22	運転免許証等	対象の免許や資格を取得したこと、およびその取得日等を確認するための書類
B23	申立書（氷河期世代等採用時）・給与明細	「就職氷河期世代等に向けた入職支援」の対象要件（年齢・物流業界未経験）を満たすことを宣誓する書類、及び給与支払いを示す給与明細
B24	申立書（外免切替等教習）	「外免切替等教習」の対象者の雇用を宣誓する書類。

3. 事業別提出書類一覧

申請する事業ごとに提出書類が異なります。各書類ごとに準備方法、記載時の注意事項がありますので必ずご確認ください。

補助対象事業 表の①～⑬は以降のページと対応しています。

事業	導入又は実施するもの	説明
(1) 車両の効率化設備の導入等事業	① テールゲートリフター	貨物自動車運送事業の用に供する自動車の車両後部に装着する昇降機（エレベーター式の荷役機器）
	② トラック搭載型クレーン	貨物自動車運送事業の用に供する自動車の荷台又は運転席と荷台の間に装着する移動式クレーン
	③ トラック搭載用 2 段積みデッキ	貨物自動車運送事業の用に供する自動車の車両内部に設置する組立用デッキ
	④ ダブル連結トラック	貨物自動車運送事業の用に供する車両長21m を超えるバン型の車両で、フルトレーラ連結車（被牽引車がドローラー付トレーラ等であるものも含む。）
(2) 業務効率化事業	⑤ 物流連携最適化システム	中小トラック運送事業者が荷主等と連携して導入することで物流の全体最適化を図る
	⑥ 業務効率化システム	中小トラック運送事業者における業務プロセスの効率化を図る
	⑦ 車両動態管理システム	車両の位置情報を把握できる車載端末を車両に搭載し、取得情報に関して運行中にデータ通信による送受信を行うことにより、車両の運行管理を行う
(3) 経営力強化事業	⑧ 原価管理システム	中小トラック運送事業者が行う貨物自動車運送に係る原価計算や分析、原価管理等を行うためのシステム
	⑨ M & A	中小トラック運送事業者が行う M & A による事業拡大・経営力強化
(4) 人材確保・育成等事業	⑩ 人材確保(求人活動等)	中小トラック運送事業者が行う求人媒体への広告掲載や人材確保セミナー、就職氷河期世代を含む多様な人材の入職支援 P 等の取組
	⑪ 人材育成	中小トラック運送事業者や人材育成機関が行うトラックドライバーのキャリアアップ等に向けた資格取得及び技能習得等の取組
	⑫ 中型免許・大型免許・けん引免許・フォークリフト運転資格の取得	中小トラック運送事業者が雇用するトラックドライバーによる免許・運転資格の取得
	⑬ 外免切替教習	中小トラック運送事業者が雇用または雇用を予定している特定技能外国人の外国免許から日本免許への切替手続に必要な知識・技能を習得させるための教習

Ⅲ 提出書類について

3. 事業別提出書類一覧

(1)車両の効率化設備の導入等事業

○：必須

△：条件付き提出

①～⑬の名称は略しています。
※の数字は全事業通して採番しているため
事業ごとでは抜けがあります。

	No	提出書類	ページ	①テール ゲート	②クレ ーン	③デッ キ	④連結ト ラック
A	1	様式第1 交付申請書 兼実績報告書	16	○	○	○	○
A	1	様式第1の■	→	18 ○	21 ○	24 ○	27 ○
A	9	様式第9 取得財産等 管理台帳	45	○	○	○	○
B	1	申請チェックシート	14	○	○	○	○
B	2	見積書	46	○	○	○	○
B	3	請求書	47	○	○	○	○
B	4	納品書 または 販売証 明書	48	○	○	○	○
B	5	支払を証する書類（領 収証等）	49	○	○	○	○
B	6	振込先口座届出書	50	○	○	○	○
B	7-①	事業報告書表紙 ※3	51	○※4	○※4	○	○※4
B	7-②	事業概況報告書 ※3	52	○※4	○※4	○	○※4
B	7-③	貨物自動車運送事業実 績報告書 ※3	53	○※4	○※4	○	○※4
B	8	履歴事項全部証明書	54	△※6	△※6		△※6
B	9	車検証等	→	56 ○	56 ○	58 ○	59 ○
B	10	実施を確認できる写真/ 資料	60 ～ 63	○	○	○	○
B	11	賃貸契約書（リース）	67	△※6	△※6		△※6
B	12	リース契約延長宣誓書	68	△※8	△※8		△※8

■は申請する事業番号の様式を選択

※3 B7-①とB7-②の両方、または
B7-③の提出が必要

※4 申請者がリース事業者の場合は、
リース先の中小トラック運送事業者
の書類を提出

※6 申請者がリース事業者の場合に
提出。転リースの場合は転リース事
業者のものも必要

※8 リース事業者の申請でリース契
約期間が5年未満の場合に提出。転
リースの場合は転リース事業者との
リース契約延長宣誓書も必要

次ページに続く

3. 事業別提出書類一覧

(1)車両の効率化設備の導入等事業

●：申請台数を増やす場合に提出

No	提出書類	ページ	①テールゲート	②クレーン	③デッキ	④連結トラック
B 13	安全性優良事業所認定証(Gマーク)	69	●※4	●※4	●※4	●※4
B 14	「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」	70	●※4	●※4	●※4	●※4
B 15	「運転者職場環境良好度認証制度」(働きやすい職場認証制度)登録証書	71	●※4	●※4	●※4	●※4
B 16	「パートナーシップ構築宣言」	72	●※4	●※4	●※4	●※4
B 17	賃金引上げ特例書類	73	●※4	●※4	●※4	●※4

B13～B17

・申請台数：1台 →提出不要
 ・申請台数：2～7台
 下記【申請台数について】の要件を満たす証憑として台数に応じて提出が必要です。

※4 申請者がリース事業者の場合は、リース先の中小トラック運送事業者の書類を提出

【申請台数について】

原則1事業者につき1台ですが、基準を満たした場合は上限台数が増え、それぞれ以下の台数となります。要件を複数満たす場合は、**それぞれの上限数の合計値**を申請台数の上限数とします。(詳細は公募要領 6.優遇措置 参照)

要件	申請台数
Gマーク取得事業者	3台
「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を行っている、「働きやすい職場認証制度」の認証を取得している、又は「パートナーシップ構築宣言」を行っている事業者	2台
補助事業終了時点における事業場内最低賃金時間額が、補助事業開始時点と比較して3%又は45円以上を達成している事業者	2台

Ⅲ 提出書類について

4. 書式の利用

提出書類の様式、書式は事業別にダウンロードいただいたzipファイルにまとまっています。
次ページ以降Ⅱ.記載内容についての記載例や提出物の詳細をみながら、記載や作成をお願いいたします。

(1)ワードやエクセルファイルに直接記載し、提出するもの（例：A様式、チェックシート、届出書、申立書等）

(様式第1)

令和8年●月●●日

株式会社日本能率協会コンサルティング
代表取締役社長 殿

住 所 東京都千代田区有楽町1-1
社 名 株式会社物流サンプル
代表者氏名 代表取締役 運送 太郎
法人番号（数字13桁） 1234567890123
（貸渡先等の名称）

令和7年度補正 物流効率化等推進事業費補助金 交付申請書 兼 実績報告書
（中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援））

下記のとおり令和7年度補正 物流効率化等推進事業費補助金の交付を受けたいので、
物流効率化等推進事業費補助金（中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援））交付規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請及び報告いたします。

記

1. 実施した事業（申請するものに○を付ける） 単位：円

事業区分	申請対象事業	補助事業に要する経費（税別）	補助対象額（税別）	
車両の効率化設備の導入等事業	①テールゲートリフター	○	1,207,800	301,950
	②トラック搭載型クレーン			
	③トラック搭載用2段積みデッキ			
	④ダブル連結トラック			
業務効率化事業	⑤物流連携最適化システム			
	⑥業務効率化システム			
経営力強化事業	⑦車両動態管理システム			
	⑧原価管理システム			
人材確保・育成等事業	⑨M&A			
	⑩人材確保（求人活動等）			
等事業	⑪人材育成			
	⑫中型免許・大型免許・けん引免許・フォークリフト運転資格の取得			
	⑬外免切替教習			

2. 国庫補助金交付申請額【1千円未満切り捨て】
301,000 円

3. 添付書類
交付規程別表2に記載のある書類

(2) Wordファイルへの画像貼付後、「名前を付けて保存」や「エクスポート」からPDFファイル形式に変換して提出するもの（書式内に指示あり）
※提出書類を直接スキャン・撮影し、PDFや画像データのファイルとしてご準備いただく場合は、書式の利用は不要です。

B_2)見積書 貼り付け用台紙

【画像貼り付け時の注意事項】

1. 金額や品名の一部だけを切り取らず、書類の四隅まで収まる全体画像を貼り付けてください。
2. ピントぼけや暗い画像など、不鮮明な画像は審査ができません。明るい環境で撮影してください。
3. 2ページ以上ある書類はすべてのページを順番に貼り付けてください。
4. 画像内の文字の編集や消去はおこなわないでください。改ざんとみなされる恐れがあります。
5. 本 Word ファイルへの画像貼付完了後、「名前を付けて保存」や「エクスポート」から必ず PDF ファイル形式に変換してご提出ください。

見積書

〇〇株式会社 御中

〇〇株式会社

お見積金額 〇〇円

内訳
〇〇費用 〇〇円

1 / 1

B_10) 実施を確認できる写真／資料、装着状態を示す写真

車両写真

写真① 取付状況がわかる写真



写真② 自動車登録番号（ナンバープレート）と写真撮影時掲示シート



“申請手続きガイド”
に詳細がございます。ご確認ください。

Ⅲ 提出書類について

5. 申請チェックシート

⇒ B_1)申請チェックシート.xlsx をご利用ください。

本シートは、申請する事業メニューに応じて**必要な提出書類に漏れがないかをご確認**いただくためのものです。

9～12ページにある事業別提出書類一覧を確認のうえ必要なすべての書類をご準備いただき、シート内に記載の手順に沿ってチェックを行ってください。

複数のメニューを申請する場合は、事業メニューごとに準備してください。

(リース事業者の場合は、さらに貸渡先（運送事業者）ごとに作成してください)

B1 申請チェックシート

事業者名 ()
代表者氏名 ()

公募要領添付の事業別提出書類一覧を確認し、書類をご準備ください。
準備ができたら本チェックシートを記入して必ず一緒にご提出ください。

黄色：必須
赤色：条件付き提出
青色：任意提出

様式No.	提出書類 / 事業メニュー番号→	(1)車両の効率化設備の導入等事業				(2)業務効率化事業			(3)経費削減強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
		①データ	②クレーン	③デック	④運転	⑤連携最適化	⑥効率化	⑦動態管理	⑧原価管理	⑨M&A	⑩人材確保	⑪人材育成	⑫免許取得	⑬労務切替
A1	様式第1 交付申請書兼実績報告書													
A1	様式第1の■													
A9	様式第9 取得財産等管理台帳													
B2	見積書													
B3	請求書													
B4	納品書 または 販売証明書													
B5	支払を証する書類（領収証等）													
B6	搬送先口準備書													
B7	事業報告書①表紙													
B7	事業報告書②事業概況													
B7	事業報告書③貨物自動車運送事業実績													
B8	履歴事項全部証明書													
B9	申立書等													
B10	実施を確認できる写真/資料													
B11	賃貸契約書（リース）													
B12	リース契約延長同意書													
B13	安全性優良事業所認定証(Gマーク)													
B14	「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」													
B15	「運輸者職場環境良好度認定制度」(働きやすい職場認定制度)登録証													
B16	「パートナーシップ(協賛宣言)」													
B17	貸金引上げ特別書類													
B18	カタログ・掲載詳細資料、事業の概要資料													
B19	申立書（荷主等連携時）													
B20	研修・講習の申込書													
B21	雇用を証する書類													
B22	運転免許証等													
B23	申立書（永定期世代等採用時）・給与明細													
B24	申立書（外免切替時）													

■ 申請者名

申請者の会社名・代表者氏名を記載してください

■ 提出物確認

各事業ごと、提出物が異なるため申請する事業の提出物が揃っているか確認して、各項目に☑をつけてください。詳細はシート内利用手順をご確認ください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等 事業			(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1 交付申請書兼実績報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

A1_様式第1 交付申請書兼実績報告書

申請事業ごとに作成してください。

(様式第1)

令和8年●月●日

株式会社日本能率協会コンサルティング
代表取締役社長 殿

住 所 東京都千代田区有楽町1-1
社 名 株式会社物流サンプル
代表者氏名 代表取締役 蓮生 太郎
法人番号(数字13桁) 1234567890123
(貸渡先等の名称)

令和7年度補正 物流効率化等推進事業費補助金 交付申請書 兼 実績報告書
(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))

下記のとおり令和7年度補正 物流効率化等推進事業費補助金の交付を受けたいので、
物流効率化等推進事業費補助金(中小物流事業者の労働生産性向上事業(テールゲートリフター等導入等支援))交付規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請及び報告いたします。

記

1. 実施した事業 (申請するものに○をつける) 単位:円

事業区分	申請対象事業	補助事業に要する経費(税別)	補助対象額(税別)
車両の効率化設備の導入等事業	①テールゲートリフター	○ 1,207,800	301,950
	②トラック搭載型クレーン		
	③トラック搭載用2段階みデッキ		
	④ダブル連結トラック		
業務効率化事業	⑤物流連携最適化システム		
	⑥業務効率化システム		
	⑦車両動態管理システム		
経営力強化事業	⑧原価管理システム		
	⑨M&A		
人材確保・育成等事業	⑩人材確保(求人活動等)		
	⑪人材育成		
	⑫中型免許・大型免許・けん引免許・フォークリフト運転資格の取得		
	⑬外免切替等講習		

※金額欄は、「別紙第1の○ ■申請金額」の合計欄の金額を転記すること

2. 国庫補助金交付申請額【1千円未満切り捨て】

301,000円

※金額は補助対象額を【1千円未満切り捨て】した額を記載すること

■日付

申請日の日付を記載ください。

■事業者基礎情報の記載

住所、氏名、代表者氏名、法人番号、貸渡先等の名称を記載ください。

■申請対象事業

・申請事業項目に○をつけてください。

■補助事業に要する経費(税別)

・様式1の■の金額【補助事業に要する経費(税別)】合計と一致するように記載ください。

■補助対象額(税別)

・様式1の■の金額【1台あたりの補助対象額(税別)】合計と一致するように記載ください。

■国庫補助金交付申請総額

補助対象額(税別)の金額から1千円未満切り捨ての金額を記載ください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等 事業			(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1 交付申請書兼実績報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

A1_様式第1 交付申請書兼実績報告書

3. 添付書類

交付規程別表2に記載のある書類

4. 補助金申請における宣誓

当社は、令和7年度補正予算 物流効率化等推進事業費補助金（中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援））に係る申請において、以下について相違ないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 今回申請を行う補助対象事業について、ほかの国庫補助金（特殊法人等を通じての交付を含む）を受けておりません。また、今後受けることはありません。

(同意します)

2. 補助金申請を行う補助対象事業は、令和8年7月17日までに代金の支払も含め完了いたします。

(同意します)

3. 補助金申請を行う補助対象機器等を財産処分制限期間である機器等取得から5年間使用します。

(同意します)

4. 補助金交付決定を受けた後に、補助対象機器等を名称変更もしくは処分するときは、必ず事前に貴社へ届出を提出します。

(同意します)

5. 交付規程の別紙1 暴力団排除に関する誓約事項に違反しません。

(同意します)

6. 交付規程の別紙2 厚生労働省の人材開発支援助成金及び教育訓練給付制度の補助要件に関する誓約事項に違反しません。

(同意します)

7. トラック運送事業者が自社所有車両およびリース車両の両方を申請する場合において、その合計台数が補助上限台数（1～7台）を超えて補助金を申請（受給）することはしていません。

(同意します)

※誓約事項に同意する場合は、括弧内の「同意しません」を削除してください。

※6. 7. について、申請するメニューに関係ない場合はどちらも削除でよい。

■ 補助金申請における宣誓

内容をご理解の上、同意いただける場合に、「同意します」を選んで下さい。

（同意しませんを削除してください）

※ 6. 7. について、申請するメニューに関係ない場合はどちらも削除でよい。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等 事業			(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1の1	○									

A1_様式第1の1

(様式第1の1)

車両の効率化設備の導入等事業 (①テールゲートリフター)

本申請にあたっては、申請者の実態に基づき、該当する項目に○を付すとともに、必要事項を記載してください。また、リース事業者において複数の運送事業者へリースを行っている場合は、リース先ごとに申請書を作成し、提出してください。

■経営する事業 (申請者が営む業態に○を付ける)

一般貨物自動車運送事業	☐
特定貨物自動車運送事業	
第二種貨物利用運送事業	
自動車リース事業	

■貸渡し先社名 (申請者がリース事業者の場合記入) 「」

■企業規模 (該当箇所に○を付ける。最低1項目に該当必須。)

資本金3億円以下	☐
従業員数300人以下	☐

(注) 自動車リース事業者が申請する場合には、リース先の情報を記載すること。なお、当該リースの貸出先は中小企業者であることを要する。

■申請台数

原則として、申請台数は1運送事業者につき1台を上限とします。ただし、下記の要件を複数満たす場合^{※1}においては、それぞれの上限数の合計値を申請台数の上限数とします^{※2}。追加要件を満たすものについて、下表の「該当するもの」に○を付けてください。

台数上限要件	該当するもの
(1) 貨物自動車運送事業安全性評価事業による認定を受けている事業者にあつては3台とする。	
(2) 「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を行っているもの、働きやすい職場認証制度による認証を取得しているもの又はパートナーシップ構築宣言を行っている事業者にあつては2台とする。	☐
(3) 間接補助事業終了時点における事業場内最低賃金が、間接補助事業開始時点と比較して3%又は45円以上を達成した事業者にあつては2台とする。	

テールゲートリフター 申請台数合計 **2 台**

注1. 申請者が自動車リース事業者の場合は、貸し渡す先のトラック運送事業者各社において上記台数が上限となります。
注2. テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン及びダブル連結トラックに限り、申請者が異なる場合 (自社所有車両とリース車両で申請する場合) であっても、一の事業者において当該上限台数を超える車両に対し補助を受けることはできません。

■経営する事業

・営む業態に○をつけてください。
※リース事業者において複数の運送事業者へリースを行っている場合は、リース先ごとに申請書を作成し、提出してください。

※貸渡し先社名

・申請者がリース事業者の場合記入
・転リースの場合は転リース先記入 (転リース先: ○○)

■企業規模

・該当箇所に○を付けてください。
※最低1項目に該当必須
※自動車リース事業者が申請する場合
リース先の情報を記載すること。なお、当該リースの貸出先は中小企業者であること。

■申請台数(台数上限要件)

追加要件を満たす書類がある場合「該当するもの」に○を付けてください。

■申請台数合計

申請台数の合計を記載ください。
※追加要件を満たす書類((1)(2)(3))がない場合は1台

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等 事業			(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1の1	○									

A1_様式第1の1

■申請金額

単位：円

優先順位 (導入設備詳細記載用紙と 同じ順番とす ること)	アーム式	垂直式	後部 格納式	床下 格納式	補助事業に要 する経費 ^{※1} (税別)	1台あたりの補助対 象額 ^{※2 ※3} (＝補助事業に要 する経費 ^{※1} ÷ 4) (税別)
1 台目			○		803,900	200,975
2 台目		○			403,900	100,975
3 台目						
4 台目						
5 台目						
6 台目						
7 台目						
合計					1,207,800	301,950

テールゲートリフター 国庫補助金申請額 【1千円未満切り捨て】	301,000 円
------------------------------------	-----------

※1 取付工賃及び消費税を含まない
 ※2 1台あたり補助金の上限額：
 アーム式 15 万円、垂直式 15 万円、後部格納式 30 万円、床下格納式 30 万円
 ※3 ※2 の上限額を超える場合は上限額を記載してください

■導入設備

導入する設備に○を付けてください。

■補助事業に要する経費（税別）

見積書や請求書に記載の機器本体価格をご記載ください(取付工賃及び消費税を含まない)

■1台あたりの補助対象額(＝補助事業に要する経費÷4)（税別）

1台あたりの補助対象額をご記載ください。計算後の金額が下記の上限額を超える場合は上限額をご記載ください。

上限額：アーム式15 万円、垂直式 15 万円、後部格納式 30 万円、床下格納式30 万円

■合計

補助事業に要する経費（税別）」と「1台あたりの補助対象額(税別)」の合計金額をご記載ください。

■テールゲートリフター国庫補助金申請額

補助対象額の合計金額から

1 千円未満切り捨ての金額をご記載ください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等 事業			(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1の1	○									

A1_様式第1の1

①テールゲートリフター 導入設備詳細 記載用紙

本ページは合計申請台数 2 台の内の 1 台目の申請

テールゲートリフター	種類 ※該当する□欄に☑を付すこと。	☐ アーム式・ ☐ 垂直式 ☒ 後部格納式・ ☐ 床下格納式	
	製造会社名	●●株式会社	
	型番	●●●●	
	製造番号	●●●●●●●●	
	装着年月日 (後付け装着の場合のみ記入)	令和 年 月 日	
装着車両	自動車登録番号 ※申請時現在の番号を記入すること。	品川800 あ ●●●●	
	車台番号	AA****-00000	
	初度登録年月日	令和●年●月●日	
	リース車両の場合	使用者の氏名又は名称	
		使用者の住所	
		使用者の法人番号 (13桁)	
		転リース契約 ※該当する□欄に☑を付すこと	☐ 該当する・ ☐ 該当しない 転リース事業者名 ()
(注) リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに☑を付すこと。			
☐ 月額リース料率を低減 ・ ☐ 借受人に現金で還付			

申請台数分の提出をお願いします。

■ 種類

該当する□欄に☑をつけてください。

■ 製造会社名・型番・製造番号

機器の製造会社名・型番・製造番号をご記載ください。
事務局が発行する“型番一覧”にある製造会社名と型番であることをご確認ください。

■ 装着年月日（後付け装着の場合）

機器の納品日をご記載ください。

■ 自動車登録番号・車台番号・初度登録年月日

B9車検証等を参考にご記載ください。

自動車登録番号：（例：品川 300 ○ 12-34）

車台番号：（例：ABC12-3456789）

初度登録年月日（または初度検査年月）：
その車が日本で初めて登録された年月です。

□ リース車両の場合

貸し渡し先の名称・住所・法人番号を記載ください。

リース事業者はどちらかに☑を付けてください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等 事業			(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1の2	○									

A1_様式第1の2

(様式第1の2)

車両の効率化設備の導入等事業 (②トラック搭載型クレーン)

本申請にあたっては、申請者の実態に基づき、該当する項目に○を付すとともに、必要事項を記載してください。また、リース事業者において複数の運送事業者へリースを行っている場合は、リース先ごとに申請書を作成し、提出してください。

■経営する事業 (申請者が営む業態に○を付ける)

一般貨物自動車運送事業	
特定貨物自動車運送事業	
第二種貨物利用運送事業	
自動車リース事業	○

■貸渡し先社名 (申請者がリース事業者の場合記入) 「株式会社物流サンプル」

■企業規模 (該当箇所に○を付ける。最低1項目に該当必須。)

資本金3億円以下	○
従業員数300人以下	○

(注) 自動車リース事業者が申請する場合には、リース先の情報を記載すること。なお、当該リースの貸出先は中小企業者であることを要する。

■申請台数

原則として、申請台数は1運送事業者につき1台を上限とします。ただし、下記の要件を複数満たす場合^{※1}においては、それぞれの上限数の合計値を申請台数の上限数とします^{※2}。追加要件を満たすものについて、下表の「該当するもの」に○を付けてください。

台数上限要件	該当するもの
(1) 貨物自動車運送事業安全性評価事業による認定を受けている事業者にあつては3台とする。	
(2) 「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を行っているもの、働きやすい職場認証制度による認証を取得しているもの又はパートナーシップ構築宣言を行っている事業者にあつては2台とする。	
(3) 間接補助事業終了時点における事業場内最低賃金が、間接補助事業開始時点と比較して3%又は45円以上を達成した事業者にあつては2台とする。	

トラック搭載型クレーン 申請台数合計 1 台

注1. 申請者が自動車リース事業者の場合は、貸し渡す先のトラック運送事業者において上記台数が上限となります。

注2. テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン及びダブル連結トラックに限り、申請者が異なる場合(自社所有車両とリース車両で申請する場合)であっても、一の事業者において当該上限台数を超える車両に対し補助を受けることはできません。

■経営する事業

・営む業態に○をつけてください。

※リース事業者において複数の運送事業者へリースを行っている場合は、リース先ごとに申請書を作成し、提出してください。

※貸渡し先社名

・申請者がリース事業者の場合記入

・転リースの場合は転リース先記入 (転リース先: ○○)

■企業規模

・該当箇所に○を付けてください。

※最低1項目に該当必須

※自動車リース事業者が申請する場合
リース先の情報を記載すること。なお、当該リースの貸出先は中小企業者であること。

■申請台数(台数上限要件)

追加要件を満たす書類がある場合「該当するもの」に○を付けてください。

■申請台数合計

申請台数の合計を記載ください。

※追加要件を満たす書類((1)(2)(3))がない場合は1台

Ⅲ 提出書類について

A1_様式第1の2

			(1)車両の効率化設備の導入等 事業			(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1の2	○									

■申請金額

単位：円

優先順位（導入設備詳細記載用紙と同じ順番とすること）	大型	中型	小型	補助事業に要する経費※1（税別）	1台あたりの補助対象額※2※3 （＝補助事業に要する経費※1 ÷ 4）（税別）
1 台目			○	2,150,000	537,500
2 台目					
3 台目					
4 台目					
5 台目					
6 台目					
7 台目					
合計				2,150,000	537,500

トラック搭載型クレーン 国庫補助金申請額
【1千円未満切り捨て】

537,000 円

※1 取付工賃及び消費税を含まない

※2 1台あたり補助金の上限額：大型 135 万円、中型 120 万円、小型 105 万円

※3 ※2 の上限額を超える場合は上限額を記載してください

■導入設備

導入する設備に○を付けてください。

■補助事業に要する経費（税別）

見積書や請求書に記載の機器本体価格をご記載ください(取付工賃及び消費税を含まない)

■1台あたりの補助対象額(＝補助事業に要する経費÷4)(税別)

1台あたりの補助対象額をご記載ください。計算後の金額が下記上限額を超える場合は上限額をご記載ください。

上限額：大型 135 万円、中型 120 万円、小型 105万円

■合計

補助事業に要する経費（税別）」と「1台あたりの補助対象額(税別)」の合計金額をご記載ください。

■トラック搭載型クレーン 国庫補助金申請額

補助対象額の合計金額から

1千円未満切り捨ての金額をご記載ください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1の2	○									

A1_様式第1の2

申請台数分別紙の提出をお願いします。

■ 種類

該当する□欄に☑をつけてください。

■ 製造会社名・型番・製造番号

機器の製造会社名・型番・製造番号をご記載ください。
事務局が発行する“型番一覧”にある製造会社名と型番であることをご確認ください。

■ 装着年月日

機器の納品日をご記載ください。

■ 自動車登録番号・車台番号・初度登録年月日

B9車検証等を参考にご記載ください。
自動車登録番号：（例：品川 300 ○ 12-34）
車台番号：（例：ABC12-3456789）
初度登録年月日（または初度検査年月）：
その車が日本で初めて登録された年月です。

□ リース車両の場合

貸し渡し先の名称・住所・法人番号を記載ください。

リース事業者はどちらかに☑を付けてください。

②トラック搭載型クレーン 導入設備詳細 記載用紙

本ページは合計申請台数 1 台の内の 1 台目の申請

トラック搭載型クレーン	種類 ※該当する□欄に☑を付すこと。	☐ 大型 ・ ☐ 中型 ・ ☒ 小型
	製造会社名	●●●株式会社
	型番	●●●●
	製造番号	●●●●●●●●
	装着年月日 (後付装着の場合のみ記入)	令和 年 月 日
装着車両	自動車登録番号 ※申請時現在の番号を記入すること。	品川800 あ ●●●●
	車台番号	AA***-00000
	初度登録年月日	令和●年●月●日
	リース車両の場合	
	使用者の氏名又は名称	株式会社物流サンプル
	使用者の住所	東京都千代田区有楽町1-1
	使用者の法人番号(13桁)	1234567890123
転リース契約 ※該当する□欄に☑を付すこと	☒ 該当する・ ☐ 該当しない 転リース事業者名 (●●●リース株式会社)	

(注) リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに☑を付すこと。

☐ 月額リース料率を低減 ・ ☒ 借受人に現金で還付

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等 事業	(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化事業	(4)人材確保・育成等事業						
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1の3		○								

A1_様式第1の3

(様式第1の3)

車両の効率化設備の導入等事業 (③トラック搭載用2段積みデッキ)

本申請にあたっては、申請者の実態に基づき、該当する項目に○を付すとともに、必要事項を記載してください。

■経営する事業 (営む業態に○を付ける)

一般貨物自動車運送事業	○
特定貨物自動車運送事業	
第二種貨物利用運送事業	

■企業規模 (該当箇所に○を付ける。最低1項目に該当必須。)

資本金3億円以下	○
従業員数300人以下	○

■申請台数

原則として、申請台数は1事業者につき1台を上限^{※1}とします。ただし、下記の要件を複数満たす場合においては、それぞれの上限数の合計値を申請台数の上限数とします。追加要件を満たすものについて、下表の「該当するもの」に○を付けてください。

台数上限要件	該当するもの
(1) 貨物自動車運送事業安全性評価事業による認定を受けている事業者にあつては3台とする。	
(2) 「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を行っているもの、働きやすい職場認証制度による認証を取得しているもの又はパートナーシップ構築宣言を行っている事業者にあつては2台とする。	
(3) 間接補助事業終了時点における事業場内最低賃金が、間接補助事業開始時点と比較して3%又は45円以上を達成した事業者にあつては2台とする。	
トラック搭載用2段積みデッキ 台数合計	1 台

注1. トラック搭載用2段積みデッキの上限基数は、車両1台につき最大3基までとする。搭載可能な数の確認は、申請書類として提出する搭載写真により確認を行う。

■経営する事業

・営む業態に○をつけてください。

■企業規模

・該当箇所に○を付けてください。
※最低1項目に該当必須

■申請台数(台数上限要件)

追加要件を満たす書類がある場合「該当するもの」に○を付けてください。

■申請台数合計

申請台数の合計を記載ください。
※追加要件を満たす書類((1)(2)(3))がない場合は1台

Ⅲ 提出書類について

A1_様式第1の3

			(1)車両の効率化設備の導入等 事業			(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1の3		○								

■申請金額

単位：円

優先順位（導 入設備詳細記載 用紙と同じ順番 とすること）	トラック搭載用2段積 みデッキの基数 ※1台につき3基まで	補助事業に要する経 費※1 (税別)	1台あたりの補助対象 額※2※3 (=補助事業に要す る経費※1 ÷ 4) (税別)
1台目	2 基	955,000	238,750
2台目	基		
3台目	基		
4台目	基		
5台目	基		
6台目	基		
7台目	基		
合計		955,000	238,750

トラック搭載用2段積みデッキ 国庫補助金申請額
【1千円未満切り捨て】

238,000 円

※1 取付工賃及び消費税を含まない

※2 1台あたり補助金の上限額：36万円。ただし、補助対象機器1基あたり12万円

※3 ※2の上限額を超える場合は上限額を記載してください

■デッキの基数

申請するデッキの基数をご記載ください。

※トラック1台につき3基まで

■補助事業に要する経費（税別）

見積書や請求書に記載の機器本体価格をご記載ください(取付工賃及び消費税を含まない)

■1台あたりの補助対象額(=補助事業に要する経費÷4)（税別）

1台あたりの補助対象額をご記載ください。計算後の金額が下記上限額を超える場合は上限額をご記載ください。

上限額：36万円。但し、補助対象機器1基あたり12万円

■合計

補助事業に要する経費（税別）」と「1台あたりの補助対象額(税別)」の合計金額をご記載ください。

■トラック搭載用2段積みデッキ国庫補助金申請額

補助対象額の合計金額から

1千円未満切り捨ての金額をご記載ください。

Ⅲ 提出書類について

A1_様式第1の3

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1の3		○								

③トラック搭載用2段積みデッキ 導入設備詳細 記載用紙

本ページは合計申請台数 1 台の内の 1 台目の申請

導入2段積みデッキ	製造会社名	●●●株式会社
	商品名	●●●●
	導入年月日	令和8年4月20日
	導入基数	(最大3基まで) 2 基
デッキ搭載車両	自動車登録番号 ※申請時現在の番号を記入すること。	品川800 あ ●●●●
	車台番号	AA***-00000
	初度登録年月日	令和●年●月●日

申請台数分別紙の提出をお願いします。

■ 製造会社名・商品名

「B4納品書 または 販売証明書」を参考にご記載ください。

■ 導入年月日

「B4納品書 または 販売証明書」の年月日を記載ください。

■ 導入基数

申請する基数をご記載ください。
※車両1台につき最大3基までとする

■ 自動車登録番号・車台番号・初度登録年月日

B9車検証等を参考にご記載ください。
自動車登録番号：（例：品川 300 ○ 12-34）
車台番号：（例：ABC12-3456789）
初度登録年月日（または初度検査年月）：
その車が日本で初めて登録された年月です。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等 事業	(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化事業	(4)人材確保・育成等事業						
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1の4			○							

A1_様式第1の4

(様式第1の4)

車両の効率化設備の導入等事業 (④ダブル連結トラック)

本申請にあたっては、申請者の実態に基づき、該当する項目に○を付すとともに、必要事項を記載してください。また、リース事業者において複数の運送事業者へリースを行っている場合は、リース先ごとに申請書を作成し、提出してください。

■経営する事業 (申請者が営む業態に○を付ける)

一般貨物自動車運送事業	☐
特定貨物自動車運送事業	☐
第二種貨物利用運送事業	☐
自動車リース事業	☐

■貸渡し先社名 (申請者がリース事業者の場合記入)

「」

■企業規模 (該当箇所に○を付ける。最低1項目に該当必須。)

資本金3億円以下	☐
従業員数300人以下	☐

(注) 自動車リース事業者が申請する場合には、リース先の情報を記載すること。なお、当該リースの貸出先は中小企業者であることを要する。

■申請台数

原則として、申請台数は1運送事業者につき1台を上限とします。ただし、下記の要件を複数満たす場合^{※1}においては、それぞれの上限数の合計値を申請台数の上限数とします^{※2}。追加要件を満たすものについて、下表の「該当するもの」に○を付けてください。

台数上限要件	該当するもの
(1) 貨物自動車運送事業安全性評価事業による認定を受けている事業者にあつては3台とする。	☐
(2) 「ホワイト物流」推進運動の自主行動宣言を行っているもの、働きやすい職場認証制度による認証を取得しているもの又はパートナーシップ構築宣言を行っている事業者にあつては2台とする。	☐
(3) 間接補助事業終了時点における事業場内最低賃金が、間接補助事業開始時点と比較して3%又は45円以上を達成した事業者にあつては2台とする。	☐

ダブル連結トラック 申請台数合計 台

注1. 申請者が自動車リース事業者の場合は、貸し渡す先のトラック運送事業者において上記台数が上限となります。
注2. テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン及びダブル連結トラックに限り、申請者が異なる場合(自社所有車両とリース車両で申請する場合)であっても、一の事業者において当該上限台数を超える車両に対し補助を受けることはできません。

■経営する事業

・営む業態に○をつけてください。

※リース事業者において複数の運送事業者へリースを行っている場合は、リース先ごとに申請書を作成し、提出してください。

※貸渡し先社名

・申請者がリース事業者の場合記入

・転リースの場合は転リース先記入 (転リース先: ○○)

■企業規模

・該当箇所に○を付けてください。

※最低1項目に該当必須

※自動車リース事業者が申請する場合

リース先の情報を記載すること。なお、当該リースの貸出先は中小企業者であること。

■申請台数(台数上限要件)

追加要件を満たす書類がある場合「該当するもの」に○を付けてください。

■申請台数合計

申請台数の合計を記載ください。

※追加要件を満たす書類((1)(2)(3))がない場合は1台

Ⅲ 提出書類について

A1_様式第1の4

			(1)車両の効率化設備の導入等 事業			(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1の4			○							

■申請金額

単位：円

優先順位 (導入設備詳細記載用紙と 同じ順番とすること)	パンプ ルトレ ーラ	ドリー付 バンセミ トレーラ	ドリー + セミトレ ーラ	補助事業に要 する経費 ^{※1} (税別)	1台あたりの補助対 象額 ^{※2※3} (=補助事業に要 する経費 ^{※1} ÷ 4) (税別)
1台目	○			24,000,000	6,000,000
2台目					
3台目					
4台目					
5台目					
6台目					
7台目					
合計				24,000,000	6,000,000

ダブル連結トラック 国庫補助金申請額
【1千円未満切り捨て】

6,000,000 円

※1 取付工賃及び消費税を含まない

※2 1台あたり補助金の上限額：1,100 万円

※3 ※2の上限額を超える場合は上限額を記載してください

■導入設備

導入する設備に○を付けてください。

■補助事業に要する経費（税別）

請求書の金額から対象外の経費を除いた額をご記載ください。

■1台あたりの補助対象額(=補助事業に要する経費÷4)(税別)

1台あたりの補助対象額をご記載ください。計算後の金額が下記上限額を超える場合は上限額をご記載ください。

上限額：1台あたり1,100 万円

■合計

補助事業に要する経費（税別）」と「1台あたりの補助対象額(税別)」の合計金額をご記載ください。

■ダブル連結トラック国庫補助金申請額

補助対象額の合計金額から
1千円未満切り捨ての金額をご記載ください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等 事業			(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	1	様式第1の4			○							

A1_様式第1の4

④ダブル連結トラック 導入設備詳細 記載用紙

本ページは合計申請台数 1 台の内の 1 台目の申請

導入被けん引車	連結車両の形状 ※該当する口欄に☑を 付すこと。	☒ バンフルトレーラ ☐ ドリー付バンセミトレーラ ☐ ドリー + セミトレーラ
	自動車登録番号	品川100 あ ●●●●
	車台番号	CY299XX-1234567
	型式	2DG-CY299XX
	初度登録年月日	令和●年●月●日
導入けん引車	自動車登録番号	品川100 え ●●●●
	車台番号	国[01]123456
	型式	TFA123XX
	初度登録年月日	令和●年●月●日
独立したドリ ーの場合	自動車登録番号	
	車台番号	
	型式	
	初度登録年月日	年 月 日
リース車両の場合	使用者の氏名又は 名称	
	使用者の住所	
	使用者の法人番 号(13桁)	
	転リース契約 ※該当する口欄に☑を 付すこと	☐ 該当する・ ☐ 該当しない 転リース事業者名 ()

(注) リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から
適当なものに☑を付すこと。

☐ 月額リース料率を低減 ・ ☐ 借受人に現金で還付

申請台数分別紙の提出をお願いします。

■ 連結車両の形状

導入するものに✓を付けてください。

■ 自動車登録番号・車台番号・初度登録年月日

B9車検証等を参考にご記載ください。

自動車登録番号：（例：品川 300 ○ 12-34）

車台番号：（例：ABC12-3456789）

初度登録年月日（または初度検査年月）：

その車が日本で初めて登録された年月です。

※トラクタ側の車検証の備考欄にトレーラの型式が記載されて
おり、2台の紐づけが記載されているか

※記載例：「連結検討書により確認済。型式 ○○○-
×××、車名 △△△」

※導入が令和8年2月7日以降になっているか。

■ 自動車登録番号・車台番号・初度登録年月日

上記と同じ。

※導入日が令和8年2月7日以降になっているか。

□ リース車両の場合

貸し渡し先の氏名・住所・法人番号を記載ください。

リース事業者はどちらかに☑を付けてください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
A	9	様式第9 取得財産等管理台帳	○	○	○	○	○					

A 9_様式第 9 取得財産等管理台帳

(様式第 9)

取得財産等管理台帳

住 所 東京都千代田区有楽町 1-1
社 名 株式会社物流サンプル
代表者氏名 代表取締役 運送 太郎

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考
テールゲートリフター（後部格納式）	●●● ●●	1	●円	●円	令和 8 年 ●月●日	5 年	本社営業所	1/4	

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、物流効率化等推進事業費補助金（中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援））交付規程第 15 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
3. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
4. 処分制限期間は、交付規程第 15 条第 2 項に定める期間を記載すること。

■ 住所・会社名・代表者氏名

事業者基礎情報をご記載ください。

■ 財産名

該当製品の商品名をご記載ください。

■ 規格

該当製品の型番等を記載ください

■ 数量

該当製品の数量をご記載ください。

■ 単価

取得単価（税抜き）をご記載ください。

■ 金額

数量×取得単価の合計金額をご記載ください。

■ 取得年月

納品書 または 販売証明書、検収書の日付をご記載ください。

■ 処分制限期間

国土交通省 で定められた「減価償却資産の耐用年数等」と同等の年数をご記載ください。

■ 保管場所

システムの場合は保管場所、車両の機器の場合は、装着車両が配置されている「営業所・事業所の名称」を記載してください。

■ 補助率

申請した財産の補助率をご記載ください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	2	見積書	○	○	○	○	○	○	○※1	○※2	○※2	○※2

※1 氷河期世代等採用時は不要

※2 見積書に代わる、講習費用・免許取得費用等の提示があるパンフレット等で代用可能

B2_見積書

見積書

〇〇株式会社 御中

〇〇株式会社

お見積金額 〇〇〇〇円

内訳

〇〇費用 〇〇円

〇〇費用 〇〇円

〇〇費用 〇〇円

■宛先 宛先が本事業の申請者と同一か確認してください

■作成者 領収書等と起票会社が同一か確認してください

■内訳

内訳に本事業の補助金対象になる品目が記載されているか確認してください

※(1)車両の効率化設備の導入等事業においては見積書・請求書・納品書・領収書のいずれかで、**品目・型番・機器本体価格（税抜き）**が記載されている必要があります。いずれにも記載がない場合は手書きで追記して提出してください

例：テールゲートリフター（床下格納式）〇〇社製、型番〇〇〇、機器本体代金〇〇円（税抜き）

■内訳 ⑫⑬では対象外となる費用を確認し、様式第1の12、様式第1の13の「補助事業に要する経費（税別）」には対象外費用を除外した金額を記載してください

この内訳例の「補助事業に要する経費（税別）」は
 $194,080円 - 17,380円 - 2,900円 = 173,800円$ です

※見積書・請求書・領収書のいずれかに内訳が記載されている必要があります

■対象外となるもの

- ・消費税及び地方消費税相当の金額
- ・免許交付手続き費用（参考：けん引免許1,850円※非課税）
- ・仮免許交付手続き費用 2,900円※非課税（参考：申請料1800円＋交付手数料1100円）
- ・合宿教習における宿泊代、食事代、損害保険料等（宿泊代等の明細が出ない場合はお問い合わせください）

【⑫⑬免許取得に関しての内訳例】

大型一種免許 【中型一種免許所持】		見積金額
		194,080 円
項目	見積金額	備考
入学金	33,000 円	標準入学金33,000円から16,500円特減あり。
技能講習料	141,680 円	
学科講習料	0 円	
教材料	1,100 円	
適性検査料	2,750 円	
写真代	1,650 円	
修了検定料	5,500 円	
卒業検定料	5,500 円	
仮免申請手数料	2,900 円	〔非課税〕
小計	194,080 円	消費税10%対象 税込表示
内消費税	17,380 円	
内非課税	2,900 円	
総計	194,080 円	

入学金～卒業検定料まではすべて補助対象

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	3	請求書	○	○	○	○	○	○	○※1	○		

※1 氷河期世代等採用時は不要

B3_請求書

請求書

○年○月○日

○○株式会社 御中

○○株式会社

請求金額 ○○円

内訳
○○費用 ○○円

■ 年月
日付を確認してください
申請日までに支払いを終えているものが対象です

■ 宛先
宛先が本事業の申請者と同一か確認してください

■ 作成者
領収書等と起票会社が同一か確認してください

■ 金額
領収書等と金額が同一か確認してください

■ 内訳
内訳に本事業の補助金対象になる品目が記載されているか確認してください
見積書・請求書・納品書・領収書のいずれかで内訳明細が記載されている必要があります
いずれにも記載がない場合は手書きで追記して提出してください（B2_見積書ページ参照）

■ 補足
「納品日」および「納品の事実」が明確に記載されている場合「納品請求書」も可。B3、B4で同じ証憑をファイル名を別にして提出してください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	4	納品書 または 販売証明書	○	○	○	○	○					

B4_納品書 または 販売証明書

納品書

○年○月○日

○○株式会社 御中

○○株式会社

お見積金額 ○○円

内訳

○○費用 ○○円

■年月

日付を確認してください

申請日までに納品を終えているものが対象です

■宛先

宛先が本事業の申請者と同一か確認してください

■作成者

領収書等と起票会社が同一か確認してください。

■金額

領収書等と金額が同一か確認してください。

■内訳

内訳に本事業の補助金対象になる品目が記載されているか確認してください

見積書・請求書・納品書・領収書のいずれかで

内訳明細が記載されている必要があります

いずれにも記載がない場合は手書きで追記して提出してください（B2_見積書ページ参照）

■補足

「納品日」および「納品の事実」が明確に記載されている場合「納品請求書」も可。B3,B4で同じ証憑をファイル名を別にして提出してください。

■納品書 または 販売証明書の代替となるもの

・車両受領書、納車確認書等

書類に「納品日」「納品の事実」「申請者と同一の宛先」「販売元と同一の作成者」「品目・型式等」の記載が必要

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	5	支払を証する書類（領収証等）	○	○	○	○	○	○	○※1	○	○	○

※1 氷河期世代等採用時は不要

B5_支払いを証する書類（領収証）

領収書

〇〇株式会社 御中

〇〇株式会社

領収金額 〇〇円

内訳
〇〇費用 〇〇円

〇年〇月〇日

■年月
日付を確認してください
申請日までに支払いを終えているものが対象です

■宛先
宛先が本事業の申請者と同一か確認してください

■作成者
請求書と起票会社が同一か確認してください

■金額
請求書と金額が同一か確認してください

■内訳
内訳に本事業の補助金対象になる品目が記載されているか確認してください
見積書・請求書・納品書・領収書のいずれかで
内訳明細が記載されている必要があります
いずれにも記載がない場合は手書きで追記して提出してください（B2_見積書ページ参照）

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	6	振込先口座届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

B6_振込先口座届出書

②_B_6)振込先口座届出書

令和 8 年 ○ 月 □ 日

株式会社日本能率協会コンサルティング
代表取締役社長 殿

住 所 東京都千代田区有楽町 1 - 1
氏名又は名称 株式会社物流サンプル
代表者氏名 代表取締役 運送 太郎
(貸渡先)

令和 7 年度物流効率化等推進事業 振込先口座届出書
(中小物流事業者の労働生産性向上事業 (テールゲートリフター等導入等支援))

物流効率化等推進事業費補助金 (中小物流事業者の労働生産性向上事業 (テールゲートリフター等導入等支援)) について、下記のとおり補助金の振込先口座を届け出いたします。

1. 受取人 (口座名義人)	氏名又は名称	株式会社物流サンプル		
	フリガナ	カ) ブツリェウサンプル		
2. 振込先	金融機関名	あいうえ銀行		
	支店コード	○△■	支店名	霞が関支店
3. 預金種別	☐ 当座預金 ☒ 普通預金			
4. 口座番号	12345XX			

(注) 1. リース事業者は貸渡先の名称、荷主企業等は運携事業者の名称を申請者欄 (貸渡先) に付記すること。

2. 口座名義は、申請者の氏名又は名称と同一とすること。

3. 上記項目 1 ~ 4 については、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。

4. 上記項目 3 は、該当する口欄に ☒ を入れること。

■ 住所・氏名(名称)・代表者氏名

申請事業者の基礎情報を記載してください。
リース事業者の場合は、貸渡先事業者名も記載してください。

■ 受取人・振込先・預金種別・口座番号

口座情報を通帳の記載どおりに漏れなく記載してください。

(支店コードと支店名は両方記載してください)

口座名義は申請の氏名又は名称 (会社名) と同一とすること

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業	(4)人材確保・育成等事業				
No	提出書類		①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B 7-①	事業報告書表紙 ※3		○※4	○	○※4	○※4※5	○※4	○	○	○	○	○

B7_事業報告書 ①事業報告書表紙

※3 B7-①とB7-②の両方、またはB7-③の提出が必要

※4 申請者がリース事業者の場合は、リース先の中小トラック運送事業者の書類を提出

※5 ⑤で申請者が元請トラック運送事業者、荷主企業又は倉庫業者の場合は、連携先の中小トラック運送事業者の書類を提出

貨物	事業者番号			
	令和 年 月 日			
住所				
事業者名				
代表者名				

提出先	国土交通大臣	殿
	〇〇運輸局長	殿

(提出先該当欄に○印を記入すること。)

一般貨物自動車運送事業事業報告書
貨物利用運送事業事業報告書

令和 年 上・下・全期
年 月 日から 年 月 日まで

事業種類		
一般貨物(特別積合せ・有)	鉄軌道業	〇〇運輸支局 00.0 0.00
一般貨物(特別積合せ・無)	自動車道事業	
貨物利用運送事業	その他事業	

(事業種類の該当欄に○印を記入すること。)

■住所・事業者名・代表者名

A_様式第1 交付申請書兼実績報告書に記載いただいた住所・事業者・代表者、と同じか確認ください。

上記※4、※5の場合はA_様式第1に記載した、リース先または、連携先の中小トラック運送事業者と同じ社名か確認ください

■報告年度

最新の報告書であるか、対象期間を確認ください。

■受付印

運輸支局またはトラック協会の受領印（押印）があるか確認ください。

※電子申請で押印がない場合は以下のどちらかをあわせてご提出ください。

・メールの写し

電子申請システムから自動送信される「受付完了メール」または「到達完了メール」

・システム画面の写し

マイページ等のシステム画面に表示される「受領ステータス」などの画面キャプチャ（またはPDF）

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	7-②	事業概況報告書※3	○※4	○	○※4	○※4※5	○※4	○	○	○	○	○

B7_事業報告書 ②事業概況報告書

- ※3 B7-①とB7-②の両方、またはB7-③の提出が必要
 ※4 申請者がリース事業者の場合は、リース先の中小トラック運送事業者の書類を提出
 ※5 ⑤で申請者が元請トラック運送事業者、荷主企業又は倉庫業者の場合は、連携先の中小トラック運送事業者の書類を提出

第1号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

事業者番号

事業概況報告書

あて 年 月 日から 年 月 日まで

住所 事業 所 名
 代表者名（役職名及び氏名）
 電 話 番 号

経営規模

資本金の額又は出資の総額	千円	発行済株式総数	株
--------------	----	---------	---

主な株主（所有株式数の多い順に5名を記載すること）

株 主 名	発行済株式総数に対する割合（％）

役員

役 職 名	氏 名	常勤非常勤の別
取締役（理事）等		
会計参与		
監査役（監事）等		

経営している事業

事業の名称	従業員数（人）	営業収入（売上高） 構成比率（％）
合 計		100%

備考
 1 従業員数は、給与支払の対象となった月別支給人員（臨時雇用員にあっては、25人日を1人として換算）の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
 2 会社法（平成17年法律第86号）第2条第12号に規定する指名委員会設置会社にあっては、「監査役」を「執行役」とすること。

■住所・事業者名・代表者名

A_様式第1 交付申請書兼実績報告書 に記載いただいた住所・事業者・代表者、と同じか確認ください。

上記※4※5の場合はA_様式第1に記載した、リース先または、連携先の中小トラック運送事業者と同じ社名か確認ください

■資本金の額

- ・資本金の金額をご記載ください。
- ※3 億円（300,000千円）以下であること。
- 3 億円以上の場合は従業員が300人以下

■従業員数

- ・従業員数をご記載ください。
- ※資本金が3 億円以上の場合は300人以下であること。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業	(4)人材確保・育成等事業				
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	7-③	貨物自動車運送事業実績報告書※3	○※4	○	○※4	○※4※5	○※4	○	○	○	○	○

B7_事業報告書 ③貨物自動車運送事業実績報告書

※3 B7-①とB7-②の両方、またはB7-③の提出が必要

※4 申請者がリース事業者の場合は、リース先の中小トラック運送事業者の書類を提出

※5 ⑤で申請者が元請トラック運送事業者、荷主企業又は倉庫業者の場合は、連携先の中小トラック運送事業者の書類を提出

第4号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

区分	一般	特定	事業者番号	
特種	利用	重板		

貨物自動車運送事業実績報告書

あて

住 所

事業者名

代表者名

電話番号

事業概況（ 年3月31日現在）

事業用自動車	台	従業員数	人	運転者数	人
--------	---	------	---	------	---

事業内容（前年4月1日から3月31日まで）

・ ダンプによる土砂等輸送	・ 冷凍、冷蔵輸送
・ 基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・ 原木、製材輸送
・ 国際海上コンテナ輸送	・ 引越輸送
・ コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・ その他
・ 危険物等輸送	（ ）

輸送実績（前年4月1日から3月31日まで）

	延実在車両数 （日車）	延実働車両数 （日車）	走行キロ （キロメートル）	実車キロ （キロメートル）	輸送トン数		営業収入 （千円）
					実運送 （トン）	利用運送 （トン）	
北海道							
東北							
北陸信越							
関東							
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計							

事故件数（前年4月1日から3月31日まで）

交通事故件数	重大事故件数	死者数	負傷者数
--------	--------	-----	------

備考

1. 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2. 従業員数は、兼営事業がある場合は、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している人数として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。
3. 事業内容については、主なもの三項目以内を○で囲むこと。
4. 危険物等とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第101号）別記様式の（注）「積載危険物等」に該当するものをいう。
5. 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行われた貨物自動車利用運送（ただし、輸送トン数（利用運送）については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行われた貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量）について記載すること。
6. 交通事故とは、道路交通法（昭和25年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
7. 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

■住所・事業者名・代表者名

A_様式第1 交付申請書兼実績報告書 に記載いただいた住所・事業者・代表者、と同じか確認ください。

■事業概況の時点

令和7年3月31日もしくは、
令和8年3月31日であること。

■従業員数

・300人以下であること。

■受付印

運輸支局またはトラック協会の受領印（押印）があり、対象期間内か確認ください。

※電子申請で押印がない場合は以下のどちらかをあわせてご提出ください。

・メールの写し

電子申請システムから自動送信される「受付完了メール」または「到達完了メール」

・システム画面の写し

マイページ等のシステム画面に表示される「受領ステータス」などの画面キャプチャ（またはPDF）

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業		(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
B	8	履歴事項全部証明書	△※6		△※6	△※6	△※6			△※7			

B8_履歴事項全部証明書

東京都新宿区〇-〇-〇
〇〇リース株式会社

法人番号	0000 0000 00000	
商号	〇〇リース株式会社	〇〇年〇〇月〇〇日登記
...	...	...
目的	(1) 自動車及びその周辺機器の賃貸借 (2) ... 〇〇年〇〇月〇〇日登記	
単元株式数	...	...
...	...	...

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇法務局 登記官 〇〇 〇〇 印

※6 申請者がリース事業者の場合に提出。転リースの場合は転リース事業者の証明書も必要
(⑤においては申請者が元請トラック運送事業者、荷主企業又は倉庫業者の場合に提出)
※7 申請者が人材育成機関の場合に提出

■ 欄外左上の法人名の表示
申請者（リース会社、元請トラック運送事業者、荷主企業又は倉庫業者、人材育成機関）と一致すること。

■ 目的欄
・公募要領に記載の「申請資格」を満たすことがわかる事業内容が記載されていることが必要になります。

■ 発行日
補助金申請日より3カ月以内に作成したものが対象になります。日付に注意してください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	9	車検証等	○	○	○							

B9_車検証等 車検証の必要枚数、合わせて提出が必要なもの
購入パターンに合わせ、車検証だけでなく登録識別情報等通知書の提出が必要な場合があります

対象機器	購入パターンと必要な提出物
P56 ① テールゲートリフター ② トラック搭載型クレーン	・（新車を購入し、最初から機器がついている場合） 「新規登録された車検証」のみ ・（自己保有車に機器を装着した場合） 「装着する前の車検証の写し、または登録識別情報等通知書」※と、 「構造変更後の車検証」の2枚 ・（中古車購入し機器を装着した場合） 「装着する前の車検証の写し、または登録識別情報等通知書」※と、 「新しい車検証」の2枚
P58 ③ トラック搭載用 2段積みデッキ	・車検証1枚のみ（新車・保有車・中古購入車関係なし）
P59 ④ ダブル連結トラック	・トラクターとトレーラーの2枚の車検証

※どちらもない場合
・最寄りの運輸支局（陸運局）の窓口で手続きを行うことで、過去の履歴がすべて載った「登録事項等証明書（詳細証明）」書類を発行することが可能です（有料）。
詳細証明には車を新車登録してからの住所変更・名義変更に加え、構造変更などのすべての履歴（過去の寸法や重量など）が記載されています。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業	(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業	(4)人材確保・育成等事業						
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	9	車検証等	○	-	-							

B9 車検証等 ①テールゲートリフター・②トラック搭載型クレーン

■ 有効期限

車検証の期限に問題ない
か確認してください。

■ 自家用・事業用の別

【事業用】のみ対象になります。
※自家用車は対象外です。

■自動車登録番号又は車両番号

申請車両と写真のナンバープレート
が一致しているか確認してください。

書号 02293 A

自動車検査証

令和 4年 11月 1日

東京運輸支局長

自動車検査番号又は東京支局
和令 4e 11a 11a

自動車の種別 乗用車

登録地 東京都

事業者の名称 事業用

型式 SKE-1234

原動機の変式 FJ20-MA1

燃料の種類 1.9ℓガソリン

型式認定番号 18992

製造区分番号 1903

所有者の氏名又は名称 国土交通

所有者の住所 東京都品川区東大井1丁目1

使用者の氏名又は名称 ***

使用者の住所 ***

使用の本拠の位置 東京都

有効期間満了の日 令和 4年 11月 10日

備考 [年月]、新規登録
自動車重量税額 ¥22,500円(標準適用)
[令和3年度規制] 令和4年11月1日 新規登録 25%減税
費済み
令和12年度燃費基準60%達成車
令和2年度燃費基準110%達成車
平成27年度燃費基準20%向上達成車
ハイブリッド車
平成28年騒音規制車、騒音レベル M1A3A
近接防触距離 744mm、測定回転数 3,750rpm
(お基車適用時測定回転数 4,000rpm)
マフラー加速騒音規制適用車

みほん

■ 備考欄

- ・新車に設置した場合
→車検証に新規登録の記載ありますか。
- ・すでに保有している車両に機器を付けた場合
→構造変更登録の記載がありますか。

自動車検査証記録事項				111210000001			
1. 基本情報							
自動車登録番号又は車両番号		札幌 300 お 9999					
車台番号		R35-DSG-00001					
登録年月日/交付年月日	令和 3年 5月 10日	初度登録年月	令和 3年 5月	有効期間の満了する日	令和 6年 5月 9日		
2. 使用者情報							
使用者の氏名又は名称		運輸 太郎					
使用者の住所		東京都港区貴井〇丁目△△-□□ [13020 0330]					
使用の本拠の位置		***					
3. 車両詳細情報							
車名		ニッサン [213]					
型式		CBA-R35		原動機の型式		VR38	
自動車の種別	普通	用途	乗用	自用用・事業用の別		事業用	
車体の形状	事故調査用緊急セミトレーラ [300]		乗車定員	4人	最大積載量	-kg	
車両重量	1730kg	車両全重量	1730kg	長さ	65m	高さ	137m
前輪軸重	91kg	後輪軸重	790kg	総排気量又は定格出力		3.79L	
燃料の種類	ガソリン	型式指定番号	15965	類別区分番号	0001		
4. 備考							
【本自動車検査証発行時における所有者情報】							
所有者の氏名又は名称 国土交通							
所有者の住所 東京都千代田区〇〇〇 [00001]							
[札幌] 新規登録 自動車重量税額 ¥49,200 [31年度税制] 令和3年5月10日 新規登録 令和2年度燃費基準 40%向上達成車 平成27年度燃費基準 20%向上達成車 平成22年度燃費基準 25%向上達成車 車両安全規制制装置搭載車 車線逸脱警報装置搭載車 [走行距離計表示値] 19,000km (令和〇年5月1日) [燃料消費計表示値] 9,000km (令和〇年5月1日) ヘッド車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96db マフラー加減騒音規制適用車 [整備工連コード] 41-00001 番号繰り出し 以下余白							

【注意事項】
登録事項はシステム登録時点の情報となります

車両 I D	A01234560001
--------	--------------

12345678901234567890

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の 導入等事業			(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化 事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	9	車検証等	○	-	-							

B9_車検証等 ①テールゲートリフター・②トラック搭載型クレーン

登録識別情報等通知書

自己保有車に機器を装着した場合、または中古車を購入し機器を装着した場合には、**車検証とともに提出してください。**

登録識別情報等通知書

登録番号: 品川 333 へ 4949

型式: 20s 11a 4s 17s 11a AB100-654321

型式番号: 18245

用途: 事業用

総重量: 1585

■ 自動車登録番号又は車両番号
申請車両と写真のナンバープレート
が一致しているか確認してください。

■ 車両総重量
構造変更前後（機器装着前
後）で車両総重量が変更されてい
るか確認してください。

■ 自家用・事業用の別
【事業用】のみ対象になります。
※自家用車は対象外です。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	9	車検証等	-	○	-							

B9 車検証等 ③トラック搭載用2段積みデッキ

■ 有効期限

車検証の期限に問題ないか確認してください。

■ 自家用・事業用の別

【事業用】のみ対象になります。
※自家用車は対象外です。

■自動車登録番号又は車両番号
申請車両と写真のナンバープレート
が一致しているか確認してください。

自動車検査証

番号 G2293 A

令和 4年 11月 1日

東京運輸支局長

自働車受検番号又は車両番号
和合 4e 11x 11a

型式記号年月
4e 11x 11a

自働車の種別
乗用車

国産・輸入の別
国産車

事業者の名称
アーセーションワゴン [092]

SKE-1234

FJ20-MA1

1.99L ガソリン

8992

190X

所有者の氏名又は名称
国土交通省

所有者の住所
東京都品川区東大井1丁目1

[13099-0187]

使用者の氏名又は名称

使用者の住所

使用の本拠の位置
日本橋区

有効期間満了の日
令和 4年 11月 10日

注
【注1】新規登録
自動税率減額税 ¥22,500円(軽自動車適用)
[令和3年度規制] 令和4年11月1日より 新規登録 25%減税
費済み
令和12年度燃費基準60%達成車
令和2年度燃費基準110%達成車
平成27年度燃費基準20%向上達成車
ハイブリッド車
平成28年騒音規制車、燃料消費率 M1A3A
近接空気圧値 7.4bar、測定回転数 3,750rpm
(おおよそ適用時刻測定回転数 4,000rpm)
マフラー加速騒音規制適用車

みほん

■備考欄

特記事項なし

B

記録年月日 令和 3 年 5 月 10 日

自動車検査証記録事項

11121000001

1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号

札幌 300 お 9999

車台番号

R35-DSG-00001

登録年月日/交付年月日

令和 3 年 5 月 10 日

初年度登録年月

令和 3 年 5 月

有効期限の満了日

令和 6 年 5 月 31 日

2. 使用者情報

使用者の氏名又は名称

運輸 太郎

使用者の住所

東京都港区貴井〇丁目△△-□□

[13020 0330]

使用の本拠の位置

3. 車両詳細情報

車名

ニッサン

[213]

型式

CBA-R35

原動機の型式

VR38

自動車の種別

普通

用途

乗用

自家用・事業用の別

事業用

車体の形状

事故調査用緊急セミトレーラ [213]

乗車定員

4人

最大積載量

-kg

車体重量

1730kg

車両重量

1500kg

長さ

865cm

幅

289cm

高さ

137cm

前軸重

914kg

別軸重量

-kg

後軸重

790kg

総排気量又は定格出力

3.79kW

燃料の種類

ガソリン

型式指定番号

15965

別称/区分番号

0001

4. 備考

【本自動車検査証発行時における所有者情報】

所有者の氏名又は名称 国土交通

所有者の住所 東京都千代田区〇〇〇 [00001]

【札幌】新規登録

自動車重量税 ¥49,200

【31年度税制】令和3年5月10日 新規登録

令和2年度燃費基準4.0%向上達成車

平成27年度燃費基準2.0%向上達成車

平成22年度燃費基準2.5%向上達成車

車両安定性制御装置搭載車

車線逸脱警報装置搭載車

【走行距離計表示値】19,000km (令和〇年5月1日)

【燃料消費率計表示値】9,000km (令和〇年5月1日)

【車検】

平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB

マフラー加速騒音規制適用車

【整備工場コード】41-00001

番号欄再交付

以下余白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID

A01234560001

12345678901234567890

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の 導入等事業			(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化 事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	9	車検証等	-	-	○							

B9_車検証等 ④ダブル連結トラック

ダブル連結トラック申請時は、トラクタとトレーラ両方の車検証提出が必要です。

■有効期限

車検証の期限に問題ないか確認してください。

■自家用・事業用の別

【事業用】のみ対象になります。
※自家用車は対象外です。

■自動車登録番号又は車両番号
申請車両と写真のナンバープレート
が一致しているか確認してください。

■備考欄

・トラクタ側の車検証にトレーラの型式が記載されており、2台の紐づけが記載されていますか。
※記載例：「連結検討書により確認済。型式 ○○○-×××、車名 △△△」

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	10	実施を確認できる写真/資料	○	○	○	-	-		-	-		

B10_実施を確認できる写真/資料

(1)車両の効率化設備の導入等事業－装着状態を示す写真

⇒ [B_10\)実施を確認できる写真/資料_装着状態を示す写真.docx](#) に写真①～③を貼付して提出してください。

必要な写真 ※それぞれの詳細は61～63ページ参照

写真① 取付状況がわかる写真

写真② 自動車登録番号（ナンバープレート）と写真撮影時掲示シート

写真③ 製品銘板等

例



写真②で使用する写真撮影時掲示シートは以下を利用してください。

※下記は記載例です。撮影時は黒で印刷してください。

[B_10\)実施を確認できる写真/資料_写真撮影時掲示シート.docx](#)

B_10) 実施を確認できる写真/資料_写真撮影時掲示シート

車両の使用者名	〇〇運送株式会社
自動車登録番号	品川 200 あ 1111
機器メーカー名	〇〇工業株式会社
機器型式	Z Z Z Z - 9 9 9 9
製造番号	A B C 1 2 3 4 5 6 7
撮影日	令和 8 年 0 0 月 0 0 日

※本シートは、申請書類として提出する必要はありません。

※車両ごとに作成が必要になります。車両ナンバーと撮影車両が一致しているか確認してください。

※車両の使用者名～製造番号まで「様式1 導入設備詳細」と同様に記載してください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業	(4)人材確保・育成等事業				
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	10	実施を確認できる写真/資料	○	○	○	-	-		-	-		

B10_実施を確認できる写真/資料 写真① 取付状況がわかる写真

①テールゲートリフター



補助対象機器が車両に
設置されている状態が確認できる
ように撮影してください。

②トラック搭載型クレーン



ナンバープレートの番号が
ハッキリ見えるように写してください。
※ナンバープレートの番号がはつき
り見えていないものは再提
出となります。

③トラック搭載用 2 段積みデッキ



④ダブル連結トラック



補助対象機器が連結されて
いる状態が確認できるように撮
影してください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	10	実施を確認できる写真/資料	○	○	○	-	-		-	-		

B10_実施を確認できる写真/資料

写真② 自動車登録番号（ナンバープレート）と写真撮影時掲示シート



ナンバープレートと写真撮影時掲示シートの内容がハッキリ見えるように撮影してください。

ナンバープレートと写真撮影時掲示シートが画角内に収まるように撮影してください。

※ 掲示シートの記載内容がはっきり見えていないものは再提出となります。

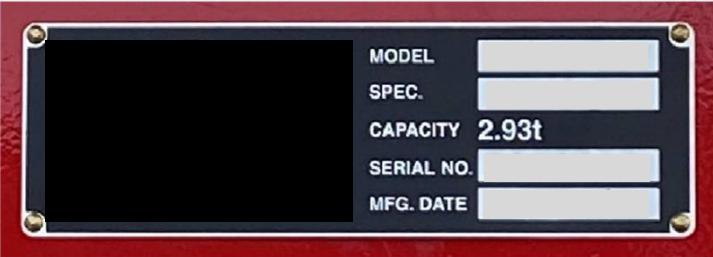
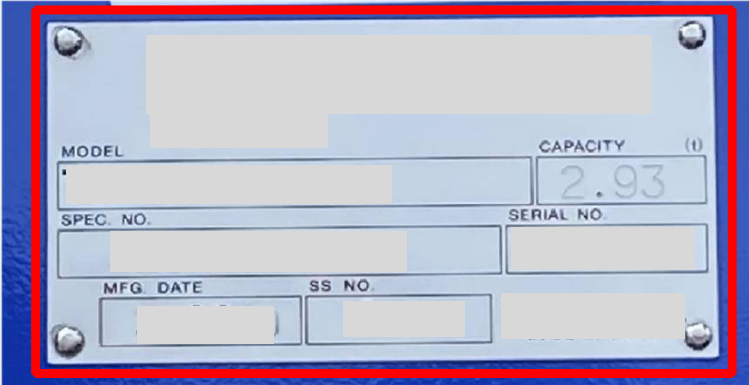
Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	10	実施を確認できる写真/資料	○	○	○	-	-		-	-		

B10_実施を確認できる写真/資料

写真③ 製品銘板等

補助対象機器の製造番号等を識別する銘板等を撮影してください。



■ 型式・品番
型式や品番が確認できるように写真を撮影してください。

※銘版の記載内容がはっきり見えていないものは再提出となります。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	11	賃貸契約書（リース）	△※6		△※6	△※6	△※6					

B11_賃貸契約書（リース）

※6 申請者がリース事業者の場合に提出。転リースの場合は転リース事業者との賃貸契約書も必要

賃貸契約書（リース契約書）

賃貸人：〇〇リース株式会社

賃借人：〇〇運送株式会社

リース車両：〇〇〇〇

車台番号XXXX、登録番号XXXX

リース期間

リース期間：5年(60ヶ月)

リース開始(登録日)予定日 2026年8月1日

■ 賃貸人（貸主）

「申請者」になっていること

補助金の申請を行う事業者（リース会社様）のお名前・ご住所が、リース契約書の「貸主」欄の記載と一致しているかご確認ください。

■ 賃借人（借主）

「車両やシステム等を実際に使用する事業者」になっていること。

リース契約書に記載されている「借主」のお名前・ご住所が、実際に車両やシステムを利用する運送事業者様（または連携する荷主様など）と一致しているかご確認ください。

※車両の場合（①②④のメニュー）

車台番号、登録番号が様式第1の■に記載のものと一致しているかご確認ください。「物件受取証」や「借受証」記載のとおりとなっている場合は、該当の「物件受取証」等をあわせて提出してください。

■ 契約期間

リース契約期間は「60カ月」以上になっていること。

導入した機器・システムには5年間の財産処分制限（保有義務）があります。

そのためリース期間が60カ月（5年）未満となっている場合は、賃貸契約書に加えて、別途「B12_リース契約延長宣誓書」の提出が必須となります。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の 導入等事業			(2)業務効 率化事業	(3)経営力強化 事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B12		リース契約延長宣誓書	△※8		△※8	△※8	△※8					

B12_リース契約延長宣誓書

※8 リース事業者の申請でリース契約期間が5年未満の場合に提出。転リースの場合は転リース事業者とのリース契約延長宣誓書も必要

補助金の交付を受けようとする者がリース事業者であって、当初のリース契約期間が5年に満たない場合にあって、その契約期間満了後も取得より5年を満了すまでの間、貸し渡す事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことを証する書類

株式会社日本能率協会コンサルティング
代表取締役社長 殿

リース契約延長 宣誓書

当社は、貸渡先である〇〇運送株式会社に対し、令和7年度物流効率化等推進事業費補助金（中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援）（1.車両の効率化設備の導入等事業、2.業務効率化事業及び3.経営力強化事業の⑧原価管理システムの導入支援事業に限る））の補助対象となるシステム及び機器を、当初のリース契約満了後においても、取得より5年を満了すまでの間、引き続きリース契約を締結します。

以上のとおり相違ないことを宣誓いたします。

令和 8年 月 日

（申請者）

住 所 東京都新宿区四谷三丁目
会社名 株式会社日本リース
代表者 代表取締役 日本 太郎

（貸渡先事業者情報記載欄）

住 所 東京都千代田区霞が関2-
会社名 〇〇運送株式会社
代表者 代表取締役 国土 太郎

（転リース契約を介している場合の転リース事業者名記載欄）

住 所
会社名
代表者

■ 譲渡先記載

貸渡先を正しく記入してください。

■ 宣言日の記載

宣言日を記入してください。

■ 転リースの明記

転リース契約を介している場合は、転リース事業者名も記載してください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業	(4)人材確保・育成等事業				
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	13	安全性優良事業所認定証(Gマーク)	●※4	●※4	●※4							

B13_安全性優良事業所認定証(Gマーク)

●：申請台数を増やす場合に提出
※4 申請者がリース事業者の場合は、リース先の中小トラック運送事業者の書類を提出

認定証番号

安全認定

安全性優良事業所認定証

事業所名： ○○運送株式会社

住 所： ○○県○○市

上記事業所は、 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業において、貨物自動車運送事業法に規定する輸送の安全確保等に関する下記事項について評価した結果「安全性優良事業所」として認定したことを証します。

評価事項 I. 安全性に対する法令の遵守状況
II. 事故や違反の状況
III. 安全性に対する取組の積極性

有効期間 2023年1月1日～2026年12月31日
(4年間)

2022年12月15日
国土交通大臣指定
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 坂本 克己

■事業所名・住所

登録証書に記載されている事業所名が、申請書類と一致しているか※確認してください。

※Gマークによる申請台数の優遇措置については、同一法人内でGマーク取得の実態が確認できる場合、対象となります。

そのため、本社とGマーク取得支店が異なる場合でも、法人として同一であることが確認できれば申請可能です。

ただし、補助金の上限台数は営業所ごとではなく、1事業者（会社全体）を基準に判断します。複数営業所分を申請される場合は、本社にて取りまとめのうえ、一括でご申請ください。

■有効期限

今回の補助金申請を行う時点で、有効期間内か確認してください。

※有効期間外は対象になりません

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業	(4)人材確保・育成等事業				
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	14	「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」	●※4	●※4	●※4				○※9	○※9	○※9	○※9

B14_「ホワイト物流推進運動」の「自主行動宣言」

●：申請台数を増やす場合に提出
 ※4 申請者がリース会社の場合は、リース先の中小トラック運送事業者の書類を提出
 ※9 B14/B15/B16のうち1つの提出が必要

【様式】

「ホワイト物流」推進運動 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
●			東京都	運輸業	

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新： 2019年5月22日

(取組方針)
 ・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

(法令遵守への配慮)
 ・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)
 ・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A	① 物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A	⑭ 船舶や鉄道へのモーダルシフト	・長距離輸送について、トラックからフェリー、RORO船や鉄道の利用への転換を提案します。
3	B	① 運送契約の書面化の推進	・運送契約の書面化を今後も適正に実施します。
4	C	① 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	・契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。
5	D	① 安全装置装着の義務化	・新規導入する事業用車両については、後退事故防止に向け、バックモニター＋センサーを義務付けします。
6	D	② 安全に関する元請責任	・元請責任による輸送の安全の確保の観点から、年に2回以上の頻度で協力会社安全協議会を開催し、事故防止に向けた取組の水平展開を図ります。
7	D	③ 安全運転、操作の指導強化	・トラックおよび荷役運搬機械等の安全な運転および操作方法について、一定の知識、技術を持った指導員が都度指導を継続することで、輸送の安全、荷役作業の安全確保を推進します。
8	E	② 引越時期の分散への協力依頼	・顧客に対して引越時期の分散化を提案します。
9	F	① ダイバーシティの推進	・ダイバーシティ推進の取組を展開します。

PR欄

・当社は、世界を網羅するネットワークと蓄積された高度なノウハウを基盤に、国際輸送から保管・流通加工・国内配送まで、海外においても日本国内と変わらない高度な「日通品質」のロジスティクスを提供しています。世界のどの地域においても、お客様の特性やニーズを把握し、物流ネットワークを確立することが私たちの使命です。また、モーダルシフトや共同物流、ラウンドユースなど環境配慮型のサービスにより、トラックドライバー不足への対応やCO2の削減に取り組んでいます。当社はこれからもグローバル規模でお客様のサプライチェーンを最適化し、安全かつ高品質なサービスの提供に努めてまいります。

■ 企業名
 企業名が正しいか
 確認してください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業	(4)人材確保・育成等事業				
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	15	「運転者職場環境良好度認証制度」登録証書	●※4	●※4	●※4				○※9	○※9	○※9	○※9

B15_「運転者職場環境良好度認証制度」 (働きやすい職場認証制度)登録証書

●：申請台数を増やす場合に提出
 ※4 申請者がリース会社の場合は、リース先の中小トラック運送事業者の書類を提出
 ※9 B14/B15/B16のうち1つの提出が必要

運転者職場環境良好度認証制度
働きやすい職場認証制度
登録証書



登録番号：〇〇〇〇

△△運送株式会社

東京都〇〇区××1-□-●-7

事業種別：トラック

上記組織は、働きやすい職場認証制度において、
 本会の規則に基づいて審査した結果、認証され（一つ星）、
 本会の働きやすい職場認証制度登録簿に登録されたことを証明する。

本証書は、2025年6月30日まで有効である。

発行日 2023年6月1日


 国土交通省
 国土交通省指定
 働きやすい職場認証制度 認証実施団体
 一般財団法人 日本海事協会


 ClassNK
 会長 坂下 広郎

■ 事業所名・住所

登録証書に記載されている事業所名が、申請書類と一致しているか確認してください。

■ 有効期限

今回の補助金申請を行う時点で、有効期間内か確認してください。
 ※有効期間外は対象になりません

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	16	「パートナーシップ構築宣言」	●※4	●※4	●※4				○※9	○※9	○※9	○※9

B16_「パートナーシップ構築宣言」

- ：申請台数を増やす場合に提出
- ※4 申請者がリース会社の場合は、リース先の中小トラック運送事業者の書類を提出
- ※9 B14/B15/B16のうち1つの提出が必要

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（中略）

○「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み。

○取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理的に依頼・交渉する。

〇〇株式会社 代表取締役社長 △△ △△
（企業名） 役職・氏名（代表権を有する者）

2022年10月12日

■事業所名・住所

登録証書に記載されている事業所名が、申請書類と一致しているか確認してください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業	(4)人材確保・育成等事業				
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	17	賃金引上げ特例書類	●※4	●※4	●※4							

B17_賃金引上げ特例書類_賃金引上げ特例に係る実施報告書

●：申請台数を増やす場合に提出
※4 申請者がリース事業者の場合は、リース先の中小トラック運送事業者の書類を提出

本書式提出時は雇用条件、賃金台帳 の提出も必要です

記入例

株式会社日本能率協会コンサルティング
代表取締役社長 殿

賃金引上げ特例に係る実施報告書

下記のとおり、令和7年度物流効率化等推進事業費補助金の賃金引上げ特例の実績報告を行うとともに、本報告書に虚偽の記載がないことを誓約します。

開始時の事業場内最低賃金時間額 ^{※1}	〈A〉	1,100円
実績報告時の事業場内最低賃金時間額 ^{※1}	〈B〉	1,200円
① 〈B〉－〈A〉が45円以上であったか または、〈B〉／〈A〉が1.03以上であったか	はい	いいえ

※1 上記〈A〉〈B〉欄には、提出した直近1か月の賃金台帳をもとに計算した事業場内最低賃金時間額をご記載ください。
※2 ①が「いいえ」に該当する場合には、賃金引上げ特例を適用しません。

・上記〈B〉欄「実績報告時の事業場内最低賃金時間額」に該当する労働者名と雇用年月日などを下記にご記載ください。

【〈B〉実績報告時の事業場内最低賃金時間額の対象となる労働者】

対象労働者氏名	性別	生年月日	雇用年月日	〈B〉「引上げ後」実績時の最低賃金時間額	引上げ年月日	引上げ額
〈例〉物流太郎	男	2000/1/1	2024/1/1	1,200円	2026/6/1	100円

令和 8 年 X 月 X 日

(申請者記載欄)
住 所 東京都千代田区〇〇 〇〇 1-XX-X
事業者名 株式会社国土交通運送
代表者 代表取締役 国土太郎

(リース事業者による申請の場合は貸主先名)
住 所
事業者名
代表者

(転リース契約を介している場合は転リース事業者名)
住 所
事業者名
代表者

■賃金の記載

(A)に開始時（令和8年2月7日以降）の引上げ前の賃金
(B)に引き上げ後の賃金を記載してください

■計算

引上げ率の計算が正しいか確認してください

■賃金引き上げ年月日

引上げ年月日が令和8年2月7日以降であることをご確認ください。

■転リースの明記

転リース契約を介している場合は、転リース事業者名も記載してください。

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業		(4)人材確保・育成等事業			
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	17	賃金引上げ特例書類	●※4	●※4	●※4							

B17_賃金引上げ特例書類_雇用条件

賃金引き上げ特例に係る実施報告書と合わせて提出してください

●：申請台数を増やす場合に提出
※4 申請者がリース事業者の場合は、リース先の中小トラック運送事業者の書類を提出

(一般労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

年 月 日

殿

事業場名称・所在地
使用者 職氏名

契約期間 期間の定めなし、期間の定めあり（年 月 日～年 月 日）
※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入
1 契約の更新の有無
[自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）]
2 契約の更新は次により判断する。
・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力
・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況
・その他（ ）
【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】
無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者）
Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間（年 月 日（上限10年））
Ⅱ 定年後引き続いて雇用されている期間

就業の場所

従事すべき業務の内容

【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】
・特定有期業務（開始日： 完了日： ）

始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換（(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。）、所定時間外労働の有無に関する事項

1 始業・終業の時刻等
(1) 始業（時 分） 終業（時 分）
【以下のような制度が労働者に適用される場合】
(2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。
始業（時 分） 終業（時 分）（適用日 ）
始業（時 分） 終業（時 分）（適用日 ）
始業（時 分） 終業（時 分）（適用日 ）
(3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。
（ただし、フレックスタイム（始業）時 分から 時 分、
（終業）時 分から 時 分、
コアタイム 時 分から 時 分）
(4) 事業場外みなし労働時間制；始業（時 分） 終業（時 分）
(5) 裁量労働制；始業（時 分） 終業（時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。
○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条
2 休憩時間（ ）分
3 所定時間外労働の有無（有、無）

休 日

・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ）
・非定休日；週・月当たり 日、その他（ ）
・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日
○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

休 暇

1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日
継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無）
→ か月経過で 日
時間単位年休（有・無）
2 代替休暇（有・無）
3 その他の休暇 有給（ ）
無給（ ）
○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

■ 対象氏名
賃金引き上げ特例に係る実施報告書に記載の方と氏名が一致しているか確認してください

Ⅲ 提出書類について

			(1)車両の効率化設備の導入等事業			(2)業務効率化事業	(3)経営力強化事業	(4)人材確保・育成等事業				
	No	提出書類	①②	③	④	⑤⑥⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
B	17	賃金引上げ特例書類	●※4	●※4	●※4							

B17_賃金引上げ特例書類_賃金台帳

賃金引き上げ特例に係る実施報告書と合わせて提出してください

●：申請台数を増やす場合に提出
※4 申請者がリース事業者の場合は、リース先の中小トラック運送事業者の書類を提出

様式第20号（第55条）													氏 名
賃 金 計 算 期 間	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	
労 働 日 数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
労 働 時 間 数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
休日労働時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
早出残業時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
深夜労働時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
基 本 賃 金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
所定時間外割増賃金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
手 当	手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	手当	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
小 計	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	性 別
													所 属

■ 賃金引上げ

賃金引き上げ特例に係る実施報告書に記載の通り賃金が変更されているか確認してください

■ 対象者の氏名

賃金引き上げ特例に係る実施報告書に記載の方と氏名が一致しているか確認してください

IV よくある質問&質疑応答

IV よくある質問＆質疑応答

No.	カテゴリ	区分	質問内容	回答
1	事業の詳細	申請資格	車検証の「所有者」と「使用者」が異なる場合、どちらが申請者ですか？	自動車検査証上の「所有者」が申請者となります（使用者が申請を行うことはできません）。
2	事業の詳細	申請資格	割賦販売等でディーラーが所有権留保している車両の取扱い？	申請日までに移転登録（所有権留保解除の手続き）を行い自社所有に変更しなければ交付を受けられません。
3	事業の詳細	申請資格	グループ会社が機器の支払いを行った場合、使用する運送事業者が申請できますか？	機器の使用者と購入者（支払いを行った者）が異なる場合は申請できません。
4	事業の詳細	申請資格	申請後に代表者や住所を変更した場合は、手続きが必要ですか。	会社名や住所などを変更する場合は、軽微な変更を除き、手続きが必要です。「様式第11 事業計画変更承認申請書」を提出し、承認を得る必要があります。
5	事業の詳細	補助対象となる事業	対象機器の中古品を購入して装着した場合は対象になりますか？	未使用であることが条件であり、中古品の機器は補助対象なりません。
7	事業の詳細	補助対象となる事業	未使用車や新古車（機器装着済み）を購入する場合は対象ですか？	機器装着済みの中古車（登録済みのいわゆる「未使用車」や「新古車」を含む）の導入は対象外です。
8	事業の詳細	補助対象となる事業	後付けの場合、いつ構造等変更検査を受けたものが対象ですか？	令和8年2月7日から申請日までの間に構造等変更検査を受けたものが対象です。
9	事業の詳細	補助対象となる事業	既存車両と新車を組み合わせて構成したダブル連結トラックは対象ですか？	トラクタ・トレーラがいずれも新車ではなく既存車両や中古購入車両が混在して構成される場合は対象外です。

IV よくある質問＆質疑応答

No.	カテゴリ	区分	質問内容	回答
10	事業の詳細	補助対象となる事業	リース車両と自社所有車両を混在して連結させる場合は対象ですか？	自社所有車両とリース車両が混在して構成するダブル連結トラックは対象外です。
11	事業の詳細	補助対象経費等	機器の取付にかかる工賃は補助対象に含まれますか？	補助対象機器装着に係る「取付工賃」は含まれません。
12	事業の詳細	補助対象経費等	消費税や振込手数料は対象経費に入りますか？	消費税及び地方消費税、銀行等への振込手数料は補助対象とならない経費です。
13	事業の詳細	優遇措置	Gマークを取得している場合、上限台数はどうなりますか？	申請台数の上限が3台となります。
14	事業の詳細	優遇措置	ホワイト物流宣言や働きやすい職場認証等がある場合の上限台数は？	申請台数の上限が2台となります。
15	事業の詳細	優遇措置	複数の優遇要件を満たした場合の扱いは？	要件を複数満たす場合は、それぞれの上限数の合計値を申請台数の上限数とします。
16	事業の詳細	優遇措置	リースの場合、各種宣言等（ホワイト物流等）は誰が取り組んでいる必要がありますか？	リース事業者ではなく自動車検査証上の「使用者」が取り組んでいる必要があります。
17	事業の詳細	優遇措置	自社所有車両とリース車両で申請が分かれる場合、合算して上限を超えられますか？	一つの運送事業者において、自社所有車両及びリース車両の両方の申請があった場合も、その合計台数が補助上限台数を超えることはできません。
18	事業の詳細	優遇措置	賃金引上げ特例の算定基準日（開始時）はいつですか？	令和8年2月7日です。
19	事業の詳細	優遇措置	賃上げ特例を満たすための引上げ幅の条件は？	開始時と比較して3%又は45円以上増加させることです。

補助金を申請される申請者におかれましては、本公募要領のほか、事務局の補助金ホームページ、交付規程等を熟読し、制度を十分にご理解の上、申請してください。

(問い合わせ先)

株式会社日本能率協会コンサルティング(略称：JMAC)

テールゲートリフター等導入支援事務局

メール：tgl-chushou@jmac.co.jp

電話：080-9320-3562

(電話受付時間 平日10:00～16:00 (12:00～13:00を除く))